

令和7年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和7年9月8日（第4日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	溝上 広行	9番	定松 弘介
2番	南里 隆司	10番	前田 弘次郎
3番	田島 隆一	12番	草場 祥則
4番	吉岡 正博	13番	片渕 栄二郎
5番	岸川 信義	14番	西山 清則
6番	友田 香将雄	15番	溝上 良夫
7番	重富 邦夫	16番	内野 さよ子
8番	中村 秀子		

2. 欠席議員は次のとおりである。

11番 吉岡 英允

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島 健一	副町長	百武 和義
教育長	下平 博明	総務課長	谷崎 孝則
企画財政課長	大串 恭隆	総合戦略課長	山口 裕一
税務課長	出雲 誠	住民課長	永尾 宗紹
保健福祉課長	山下 英治	長寿社会課長	小野 勉
生活環境課長	川崎 美津夫	農業振興課長	吉村 浩
商工観光課長	筒井 直	農村整備課長	吉村 大樹
建設課長	鶴田 浩紀	会計管理者	久原 美穂
学校教育課長	久原 正好	主任指導主事	鶴田 智樹
新しい学校づくり課長	永石 敏	生涯学習課長	矢川 靖章
農業委員会事務局長	石田 善人	建設課課長補佐	田口 光夫

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原 賢一
課長補佐	片渕 英昭
議事係書記	草場 雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

9番	定松 弘介	10番	前田 弘次郎
----	-------	-----	--------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 重富邦夫議員

1. 豊かな白石町であり続けるために

2. 吉岡正博議員

1. 地域（集落）役員の負担を軽くできないか。

2. 白石地域新設小学校説明会で「あれ？」を確認。

3. 友田香将雄議員

1. 持続可能なまちづくりについて

2. 職員が安心して働ける環境づくりについて

3. 登下校時の熱中症対策について

4. 西山清則議員

1. 町の教育に魅力を感じ町内から子供たちが出ていかない教育を

2. ゲートボールの普及活動について

3. 宿泊施設の確保を

4. 農福連携を活用した農業の労働者不足の解消を

9時30分 開議

○内野さよ子議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。

吉岡英允議員から、会議規則第2条の規定により欠席の届出があつておりますので、報告をします。

日程第1

○内野さよ子議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、定松弘介議員、前田弘次郎議員の両名を指名します。

日程第2

○内野さよ子議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。

順次発言を許します。重富邦夫議員。

○重富邦夫議員

皆さんおはようございます。

9月の一般質問初日ということで、どうぞ最後までよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従い、早速ですが、一般質問に入らせていただきます。

豊かな白石町であり続けるためということで、主だつては農業関連の質問になってございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、質問の1つ目といたしまして、令和の米騒動により、米価格は今年の2倍ほどと報道されており、農家の皆様や白石町にとってはうれしい限りではございますけれども、物価高に伴い、多くの食料品も値上げされ、町民の生活にも大きな影響があったというふうに思っております。新米の収穫時期が近づいてきましたけれども、今年産米の作況指数と価格動向についてお伺いをいたします。お願ひいたします。

○吉村 浩農業振興課長

今年産米の作況指数はどの御質問ですけれども、現在農林水産省では、作柄を示す作況指数が公表される数値と生産農家の実態に乖離が生じているとして、その公表を廃止する方針を示されているところです。したがいまして、ここではそれに代えまして、8月29日に農林水産省が発表しました本年8月15日現在の2025年産米、これは主食用米ですけれども、この作柄概況についてお答えいたします。

これによりますと、全国的な作柄はおおむね良好、佐賀県の10アール当たりの収量は前年比でやや上回るということになっております。また、今年産米の価格動向につきましては、今後も、次もありますので、詳しくは分からないところもありますけれども、全国各地のJAでは、農家への前払い金に当たる概算金を昨年産よりも引き上げる動きとなっています。報道もありましたけれども、生産組合のほうにも既に示されているようですけれども、JAグループ佐賀でも販売環境を見据えて、生産者が安心して出荷してもらうためにということで、今年の4月に一旦今年産米の1等60キロの概算金の目安額、これは概算金保証額ということですが、これをさらに引き上げておりまして、さがびよりで2万9,500円、夢しずくで2万9,000円ということで提示をされておりますので、昨年産を上回る価格で推移するのではないかとということで考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

昨年を上回る価格で推移すると予測するというので、昨今の物価高や外国人旅行者の消費拡大など、需要の伸びを見通せず米不足になり、価格が高騰したということ

を踏まえれば、当然の流れになるのかなというふうにも思いますし、収穫量調査においても手法を改めて、人工衛星のデータや人工知能、AIなどを使って精度を向上させる方針ということとなっており、米政策の大転換期というふうに感じておるところでございます。

国は、これまで生産抑制につながる政策を取ってこられました。石破総理は増産の方針を表明されました。具体的にどのような流れで進めていくのか、これは表明されてからまだ日がたちませんので、現状分かる範囲で結構ですので、お答えをいただきたいと思っております。

○吉村 浩農業振興課長

米増産についての政策転換の御質問ですけれども、政府では8月5日に、石破茂首相を議長とする米政策の在り方を検討する関係閣僚会議の3回目の会合が開催されました。その中で石破首相は、米の価格上昇についての検証結果を踏まえ、米の生産量が不足していることを真摯に受け止めているとして、増産にかじを切る方針を表明し、耕作放棄地の拡大を食い止めて、農地を次の世代につないでいくとともに、輸出の抜本的な拡大に全力を挙げるとの考えを示されました。そして、農業経営の大規模化、法人化やスマート化の推進などを通じた生産性の向上や、消費者ニーズに応じた付加価値の向上に取り組んでいく。再来年度の水田政策の見直しに当たっては、米を作るのではなく、生産性向上を目指す農業者が増産に前向きに取り組める支援に転換するというところで述べられております。

また、農林水産省の来年度予算案の概算要求が8月にされておりますけれども、まだ詳細は不明ですけれども、米の増産に向けた事業を重点化する方針となっているように思われます。

以上です。

○重富邦夫議員

米の増産に当たっては、各農家の方々からも、それについては課題もあるんじゃないかというような御指摘も受けているところでございます。この増産に当たって、今現在懸念されることというのは一体どういうことが想定されるんでしょうか。お願いいたします。

○吉村 浩農業振興課長

平成30年以降、行政による米の生産数量目標の配分は行われなくなりました。佐賀県で農業再生協議会というのを組織しておりますけれども、生産者が需要に応じた米生産を行えるよう、従来の生産数量目標に代わる生産の目安というものを毎年策定しております。県内の各地域農業再生協議会に提示をされております。本町でも、毎年この県の生産の目安に基づいて、白石町農業再生協議会、これは臨時総会を開催いたしまして、米生産に取り組んでおるところです。

この生産の目安になっておりますけれども、目安という言葉どおり、罰則などはありません。現在の転作の状況ですけれども、令和6年産までは生産の目安よりも作付

面積が少ない、転作面積のほうが多かった状態でした。転作の深掘りということで申しますけれども、令和7年産になっては、やはり米の価格高騰で、逆に生産の目安を超えて作付をされておりますので、この点について罰則があるとか、そういう問題についてはないと思います。ただ、ほかにもこちらで考えたところなんですけれども、増産に伴って米価の下落をするんじゃないかとか、供給過剰となったときに、逆に国に余剰分の買取りや所得補償をしてもらえるのか。既に農家や農業従事者は減少しておりますので、この確保ができるのか。水稻に適した農地も確保できるのか。また、農業機械等の設備投資も必要になってきますし、水、水稻に必要な水利の確保はできるのかということが懸念されるのではないかと考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

先ほどの答弁の中にも、様々懸念事項があるということでございます。実際、そういった課題がある、米政策の見直しと申しますか、そういったことはどうなっていくのか、その点、分かるところで結構ですので、お願いいたします。

○吉村 浩農業振興課長

米の補助金等については、経営所得安定対策ということで呼ばれております。その中で、水田活用の直接支払交付金というのを、先ほど申しました農業再生協議会のほうで交付をいたしております。これは協議会で計算をして、農林水産省に報告をして、農林水産省が支払っているところなんですけれども、これまでは水田で主食用米以外の作物を作る農家に対して補助金を交付して、実質的な生産抑制というような流れになっておりました。現行制度の見直しについては、令和9年度にするということで予定をされておまして、今回は米増産への転換によって、これから議論されていくと思いますけれども、令和9年度まで、来年度には制度そのものが見直されるのではないかなということも思っております。米の増産への転換は、これまでの政策を大きく見直すものとなりますので、今後の動向を注視してまいりたいと思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

分かりました。では、今後の動向を注視するというところでお願いいたします。

次の質問に入ります。

6月の一般質問以降も、道の駅や各農産物直売所では米の品薄状態であったが、これからの販売見通しとふるさと納税の返礼品への影響をどう考えられているのか、お願いいたします。

○筒井 直商工観光課長

まず、米の今後の販売見通しについてですが、道の駅しろいし、白石特産物直売所、菜海ありあけ、それぞれお尋ねしましたところ、3直売所ともに、出荷者からは昨年並みの量を出荷していただけるものと思っている、価格については、昨年10月と比較

すると、当然上がることが予想されるということでありました。

次に、ふるさと納税返礼品についてですが、全国の自治体が昨年度と同様に本年度も米の品薄の影響を受けているようです。米の需要が高まり、米の返礼品を目的に寄附申込みが殺到しておりますので、在庫がなくなって、受付停止などの対応をされております。本町においても、同じように米の品薄状態が続いておりますので、供給量を確認しながら、在庫切れ、これは受付停止のことですが、これと受付を繰り返している状況であります。また、併せて米の価格も変動しておりますので、返礼品である米の価格が寄附金額の30%以内となるように、寄附金額の設定を随時変更する対応を行っております。

以上です。

○重富邦夫議員

品薄状態でもあり、受付停止ということを繰り返していたというような中ですが、できるだけ受付停止ということ、殺到すれば、それは致し方ないのかも分かりませんが、受付停止の対応を取らずにいいように、できるだけ出荷者の皆様には昨年同等といわずに、昨年以上の出荷量を交渉していただき、ふるさと納税の増額にも御尽力いただきたいというふうに思います。課長、意気込みをお願いいたします。

○筒井 直商工観光課長

受付停止をなるべくしないようにということでございます。もちろん私どもも、今対応をしていただいている返礼品事業者の方たちに、なるべく返礼品として出荷をしていただくようお願いをしておりますけど、そもそもの事業者の方たちの取引先もでございます。あと、そういったことと、今いらっしゃる返礼品の事業者のほかにも返礼品事業者となっていただけのように、今随時お話をさせていただいているところで

以上です。

○重富邦夫議員

出荷者を増やすというような努力もされていると、また今後もよろしく願いいたします。

次に、主食用米の生産が増えたことによりWCSや大豆の作付が減少したことにより、実際この白石町農業の中に何か影響があるのかということ、例えばWCSの減少で畜産農家が飼料不足に陥ったとか、そういったことはないのか、お伺いいたします。

○吉村 浩農業振興課長

本年6月議会で、町内農家から提出された営農計画書の5月末現在の集計途中の作付について面積をお答えしておりましたけれども、今回7月末現在の集計通知について、前年度との比較を資料にまとめておりますので御覧ください。

主食用米の作付面積については、昨年度より346ヘクタール増えています。一方で、

畜産の餌として使われますけれども、発酵粗飼料、WCS用稲は194ヘクタール減少し、大豆は78ヘクタール減少しているところです。WCS用の稲の作付の減少につきましては、全国的には飼料不足というのが言われておりますけれども、そういう懸念があるのではないかとということですが、町内では、畜産農家が自分で作っていらっしゃるWCS用の稲を、町外の畜産農家に融通されているというようなこともありますので、町内の畜産農家への影響はあまりないのではないかなということだと思います。

また、大豆の作付の減少についても、今年産も大豆の団地化の取り組みをされておりました、大きな影響はないものということだと思います。

以上です。

○重富邦夫議員

面積が減少したことによっては、特段大きな影響はないというようなことでございました。現在まで、飼料不足だとか、そういったところの声はないというように理解をしてよろしいのでしょうか。

これだけといいますか、米の価格が上昇すれば、WCSが減少になっても、米を作れば何とか、経営的には維持できるのかなというふうに思っておりますので、まずその点は安心していいのかなというふうにも感じました。

続きまして、本町の畜産業の状況と、今夏の猛暑による影響と対策や、飼料価格の高騰による経営への影響を把握されておられるのでしょうか。そういったところをお伺いしたいと思います。

○吉村 浩農業振興課長

本町の畜産業の状況についてですけれども、今年の2月現在の数値になりますけれども、牛、これは繁殖牛と肥育牛とを含めますけれども、それと養鶏ですね。採卵のための養鶏農家がいらっしゃいます。現在、養豚の方はいらっしゃらないところです。畜産農家数につきましては、牛で32名、養鶏で1名、飼養頭数につきましては牛が3,268頭、養鶏については1万5,125羽ということになっております。

家畜の最適環境につきましては、家畜の種類や生育ステージによって違いはありますけれども、おおむね温度が10度から25度、湿度が40から65%の範囲ということではあります。特に、夏場の暑熱時期、30度以上の真夏日のときには、気温や湿度のストレス、また家畜の体温上昇を引き起こして、繁殖牛では繁殖能力、受胎率ですけれども、これが低下をしたりとか、肥育牛では肉質、肉量の低下、採卵鶏では産卵率や卵質の低下を招くだけではなく、死亡事故も増加しているところです。

今年度、熱射病で亡くなった牛も増えておりました、そのための対策として、畜舎の通気、換気、また屋根、外壁への防暑塗料、暑さを防ぐための塗料がございますけれども、そういうのを塗装したり、また扇風機とか、あと細霧装置、これはミストということで、細かい霧を発生させる装置などもつけられるところです。この対策につきましては、県では肥育素牛生産拡大施設等整備事業ということで、飼養環境の改善に必要な施設、機械等の整備に対して補助事業が実施されております。また、経営コ

ストに占める飼料比の割合も、牛では4から6割、鶏で6から7割ということになっておりまして、配合飼料の主な原料であるトウモロコシの国際価格がウクライナ情勢とかで上昇をしていたりとか、為替相場の影響ということで上昇しております。令和5年度以降、主要国のアメリカ及びブラジルの方策等により、原料の国際価格が下落し、低下傾向で推移しているところです。しかしながら、依然として高止まりの状況となっていることには変わりありませんので、畜産農家の経営は厳しい状況となっています。

このことから、国では配合飼料価格安定制度や、県で配合飼料価格高騰経営安定対策事業が実施されております。配合飼料の価格上昇分の一部は補助をされるなど、畜産農家の経営支援が行われているところです。また、本町でも本年度から畜産農家の経営支援のため、出荷するために必要な経費について補助を行う畜産経営安定支援事業というのを実施しているところです。

以上です。

○重富邦夫議員

畜産農家の方も、牛の価格でいけばなかなか元に戻らないといった中での経営難というような話をよく聞きます。それに加えて、この猛暑で牛のほうが出荷の前に死亡したというようなことも多々あるかと思えます。先ほど聞いていますと、県の支援事業であったり、飼料の分では国の支援事業であったり、様々あるということではございますけれども。

それで、当初予算に計上されていた畜産経営安定支援事業ですね、新規事業。これは、今現在の実績値は答えられるんですかね。分かる範囲で結構でございますけれども、お願いいたします。

○吉村 浩農業振興課長

こちらの事業につきましては、さっき申しましたとおり、今年からの事業なんですけれども、実績を各農家から報告していただいて、それに対して交付をすることになっておりまして、毎月とかでは集計をしておりませんので、まだ状況は分からないところです。

以上です。

○重富邦夫議員

それで、これは後から数字が出てくるんだろうと思えますけれども、この死亡したもの、こういったところは売りに出す前に駄目になっちゃうということで、これは保険で対応できるようなものというふうに、保険にかたっていれば、死亡した牛の分は保険から出るよというふうなやり方をやられているんでしょうかね。分かります、課長。そのあたり。

○吉村 浩農業振興課長

共済金等で対応されているものということで思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

なかなかそういった中でも、エネルギー高騰だとか、経営が難しいという中においても、続けていっていただかなければならないので、できる限りの支援をとというふうに思うところでもあります。

続きまして、各産業でも物価高騰により経営環境が厳しくなっております。農業分野においても、生産資材価格や肥料、農薬の高騰により、大きな影響がございます。これらの支援策というものはありますでしょうか。お願いいたします。

○吉村 浩農業振興課長

近年の物価高騰につきましては、国民生活全般に影響を及ぼしております、国では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金によりまして、生活者や事業者への支援策が講じられているところです。本町では、この交付金を活用して、生活者全般への支援として、商品券だったり給食費への充当を行っているところです。

農業分野を含め、各産業分野においても、あらゆるものの価格高騰により経営へ影響を及ぼしているという状況ですけれども、さきに申しましたように、町としてはまず、生活者への支援を優先した施策に取り組んでいるところでございます。農業振興課といたしましては、将来にわたって農家の経営のコストダウンにつながるようなこと、例えば関係機関を通じまして、土壌診断によって必要でない肥料はカットするなどの営農指導を行うことや、従来の県補助事業などを活用して機械の導入などを行って、省力化、低コスト化を行いながら、所得向上につなげるような取り組みを推進したいと考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

ここは、財源的なことが多く必要な分野でもありますので、結局のところは国の支援、県の支援だとかを活用しながらやっていくのが一番、ベストかなというふうにも考えております。それに、農業経営でいえば省力化だったり低コスト化を行いながら、所得向上につなげるということでしたら、引き続きその点は御努力をいただきたいと思います。

農業者育成には、品種改良や近年の温暖化などに合わせた農業技術力の支援が必要であります。農業技術支援と営農相談体制の状況についてということでお伺いをいたします。

これは、よく聞くのが、JAさんの営農指導員さんなんですが、結局のところは、ここの白石町の農業者の皆さんはその営農指導員さんからいろいろと話を聞きながら、共に成長をされていくというような農業環境が出来上がっているんですけれども、そういった中で、営農指導員さんがまあまあな知識を構築してきた、レベルが上がってきたなというようなときに辞められていくという、町としても損失というようなことが実際幾度となく起きているわけなんですね。それで、他の、町以外の民間の採用の

ことですから、いろいろ口出すこともできないわけなんですけど、関係なくはないわけなんです、その影響というのは。やはり、そういったところも懸念があるのかなというふうにも思っていますが、答えづらいと思いますけれども、答えられる範囲で結構ですので、お願いいたします。

○吉村 浩農業振興課長

近年の温暖化による気候の変化は著しいものがあります。今年も35度以上となるような猛暑日が連日続いておりまして、農作物にとっても厳しい生育環境となっております。佐賀県では、暑さに強い、高温耐性の作物といたしますけれども、この品種改良などを行われておりまして、例えば水稲では、今年度から高温に強く病害虫に強い新品種、ひなたまるの作付が始まっております。本格的に作付される新品種ということで、これまでの慣行栽培とは違うことも考えられまして、農業生産技術等の生産者へのきめ細かな技術支援や営農指導は重要になってくると思っております。

本町では、農業技術支援や営農指導の部分につきましては、県の現地機関であります杵島農業振興センターだったり、JAさが白石地区が実施していただいております。職員、営農指導員等が定期巡回、電話問合せによる現場での指導、またJAさんでは集落座談会等で栽培説明等も行われているところです。本町農業振興課も、窓口としてこれらの関係機関と連携して、相談への対応を行っております。近年では、どの業種、関係機関にも言えることですが、JAさんでは組合の減少に伴って、組織の合理化も進めておられるんじゃないかと思っております。支所の統合だったり、職員の減少も生じておりますけれども、それでも技術指導の質を落とさないように、指導員の養成などの人材育成にも取り組まれているようです。

また、県ではJAや県の機関の技術員や指導員の情報共有や研修を目的として、佐賀県野菜花き技術者協議会、また佐賀県普通作技術者連絡協議会を設けられておりまして、それぞれ地域の営農指導や技術普及に役立てております。また、本町には、県内のほかの市町にはない、白石町が唯一なんですけれども、町内にあります農業関係機関から成る組織、白石町農業技術連絡協議会を組織しております。事務局は農業振興課のほうで担当しておりますけれども、この中でお互いに情報を共有して連携をするということをしておりますので、今後もこの取り組みも継続していきたいと思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

今後も、ありとあらゆる組織方面から、技術力が損なわれないような発信、そういったものを期待したいと思います。

続きまして、スマート農業機械導入推進事業により、ドローン購入とライセンスの取得に関する予算が計上されておりましたけれども、事業実施状況と期待する効果について答弁いただけますか。

○吉村 浩農業振興課長

スマート農業機械ということですが、このスマート農業については今は農業では必須ということで、再三この言葉が出てくることをごさいます。今年度、町の新規事業ということで予算計上をさせてもらいましたけれども、これにつきましては新しい地方経済・生活環境創生交付金という国の交付金を活用して、事業化をしているところをごさいます。

スマート農業機械導入推進事業ということで銘打っておりますけれども、農業機械の導入に対する補助の部分につきましては、補助対象機械を農業用ドローン、また補助対象者は集落営農法人ということで、町内に9つある集落営農法人を対象としているところです。また、ドローンの操作ライセンスですね。この取得費用に係る補助を行っておりますけれども、この対象者も集落営農法人、または女性農業者ということでしております。現在までの実施状況につきましては、農業用ドローンの導入が2法人ですね。やはり法人も総会で議決を受けるとか、そういう手続もごさいますようで、今2法人が申請をさせていただいているところです。ライセンス取得費用につきましては7名です。法人からと女性からとそれぞれあっておりますけれども、まだまだ申込みのほうが少ないですので、ライセンス取得費用については特に女性の申込みがまだ1人しかあっておりませんので、今追加募集をまた行っております。皆様も、ぜひお声がけをいただきたいということで思っております。

この効果につきましては、農業用ドローンの導入によりまして、作業時間の短縮、また農業者の負担軽減につながって、作付面積が増加し、農業収入も増加するということを期待しております。また、ライセンス取得について、女性農業者をということで対象をしましたところについては、やはり女性農業者も元気に積極的に農業経営に参画できるようになっていただければということで期待しているところです。

以上です。

○重富邦夫議員

女性農業者が積極的に農業経営に参画できるようにということ、これからは大事なことでもありますし、必要な事業予算かなと思いますけれども、これは3月の当初予算の中で新規事業として上がってきた分なんですけれども、片渕栄二郎議員のほうから、法人と女性を対象とするというようなことで話、この要件がですね。それで、個別経営体、ここまで拡充できないかというようなことを求められておりましたけれども、私が聞くのもあれなんです、その後この分野に関してはどのような検討をされたのか、お願いいたします。

○吉村 浩農業振興課長

この事業につきましては、先ほど申しましたとおり、国の交付金を活用しております、申請の段階である程度の手続を、対象とかを出しておりますので、なかなか途中の変更が難しいというようなことをごさいます。それで、従来から町内集落営農法人は経営のほうもなかなか厳しいということで、支援をするというのも農業振興課として目的としておりましたので、まずはこの集落営農法人と女性農業者のほうを優先して取り組んでおりますけれども、先ほど申しましたとおり、スマート農業の機械導

入につきましては農業では必須になっておりますので、今年度に限らず、来年度以降も何らかの財源等を確保して推進をしていきたいと思っておりますので、その中でどのような対象にするかということを考えているところです。ただ、町内に農家は多いので、どのような形で、不公平が生じないようにするかというのは、今課題として検討をしているところでもあります。

以上です。

○重富邦夫議員

法人、大きな枠、そういったところばかりでなく、個別のほうにも目を向けていただいているということは分かりました。その決め方というのを、今後協議をしていかなければならないんだらうというふうに思います。個別経営体も、大区画化だとか、そういう大規模化、そのような方向で農業政策は転じられているので、法人でなくても、一つ一つの個別経営体は大きくなってきているわけなので、省力化とすればドローンを使わざるを得ないということになりますので、そういったところにもしっかりと反映をさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、収益性の高い園芸農業の推進により、所得向上を図っていく必要があると思います。さが園芸888整備支援事業の実績と効果について、答弁をお願いいたします。

○吉村 浩農業振興課長

佐賀県では、農業所得の向上や産地の発展のために、農業団体や市町、農業者と一体となりまして、令和元年度から収益性の高い園芸農業を振興するさが園芸888運動が実施されているところです。この運動では、稼ぐ農業の実践、新たな担い手の確保、所得の向上につながることを目的としておりまして、平成29年度の県内の園芸農業産出額が629億円だったのを、令和10年度には888億円まで増やすということで、この名称になっているところでございます。

この取り組みの中で、さが園芸888整備支援事業というのを実施しております。この事業につきましては、認定農業者や新規農業就農者等の規模拡大や経営発展のために必要な施設、機械等を整備する場合の補助事業となります。この佐賀県内の中でも杵藤地区がこの事業については利用も多く、中でも本町が県内でもかなりのウエートでこの事業のほうを利用、活用させていただいているところでございます。

それで、実績としましては、令和6年度の実績になるんですけども、52事業主体、この中には小規模農家で組合を構成して、複数の小規模農家も申請されているものも含まれます。主な機械につきましては、昨今タマネギが鉄コンテナでの回収、出荷ということになっておりますので、タマネギ収穫関係機械が47台、ハウス関係では21件ございまして、事業費総額は4億2,928万2,153円ということになっております。補助金については、うち2億3,802万2,000円ということを受けております。

事業の効果につきましては、施設整備や機械化体系を確立することにより、省力化が図られる、適期作業が可能となることで品質向上につながるということで、所得向上が期待できるのではないかと考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

こちらの事業は、大分ウエートを占めていると、白石町は農業が盛んですので、そういうふうになるんでしょう。それで、話を聞けば、機械、タマネギ収穫機ですね。昇降機付のタマネギ収穫機47台ということで、大分生産性に富んだ機械が導入されているというふうに感想を持ったところなんです。町長、最近北海道のほうにタマネギ視察に行かれたとお伺いをしているんですが、既にタマネギ収穫機47台、着々と進んでおられるところなんです。これに対しての、あと北海道に視察に行かれたときの感想などをお聞かせいただければと思います。

○田島健一町長

今月、9月1日から3日にかけて、北海道のタマネギ産地、北見と富良野に行ってみました。私も白石町もタマネギの生産が大きいんですけども、北海道は土地も広いし、もっとでかいなというのが第一感想でございました。その中で、私が先ほど言いましたように、北見と富良野に行ってきたんですけども、富良野のほうは令和2年、3年と2箇年にかけてタマネギ選果場を整備されて、今日の労働不足、そして品質管理を向上させるということで、AI機能を使った選果場になってございました。私もびっくりいたしました。そういうことで、選別をされている方が以前より十数名少なくなったとか、品質の苦情がほとんどなくなったというようなことを言われておりました。それで、当白石でも福富のオニオンセンターの横にこれから整備される計画になっておりますけれども、それをこれまで以上に、北海道以上に立派なものに整備されればというふうに思うわけでございますけれども、北海道は日量400トンの処理能力ということですが、白石地区では300トンの能力ということで、約80億円の事業費がかかるというようなことで、私もびっくりしたんですけども、現場を見て、やはり今の時代、労働力も不足している、それに品質管理もよくせないかんという中においては、こういうものをしっかりと、国の補助、県の補助をいただきながらもやっていかないかなというのを痛切に感じたところでございます。これも、まだまだ時間がかかるということでございました。白石についてはこれから、もう改良工事が始まっておりますけれども、設備ができるのはまだ二、三年先ということでございますけれども、一日も早くしていただきたいというのが私の感想でございました。早く、北海道に負けないように、白石も特にタマネギでまた皆さんに稼いでいただきたいというふうに思います。

先ほどの888運動についても、7年度については、先ほど6年度については47台という話でございましたけれども、今年度の見込みは57台ということで、これも少しずつ計画が上がっておりますので、町民の皆さんの意識も高まってきているんじゃないかなというふうに思っております。しっかりと支援をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

感想ということで、ありがとうございました。やはり、見ると聞くのでは大分違うんだらうというふうなことです。北海道に負けないように、差を広げられないように、食らいついていくということをやっけていかなければ、この農地の継続は見込めないんだらうというふうに思います。そういった意味でも、これから選果場等もできるので、そういった部分でも白石町としてもぜひごひいきにいただければ、タマネギ農家の皆様も幸いというふうになるのではなかろうかと思えます。よろしく願いいたします。

続きまして、7月に行われた参議院選挙において、外国人との共生社会が大きな論点ともなっております。本町におけるその実態をお伺いいたします。国籍や職種、人数、学校やその他犯罪防止、生活上の課題などをお聞きしたいと思います。各課答弁をお願いいたします。

○永尾宗紹住民課長

本町の外国人の実態について、最初に住民課より国籍、人数、職種について答弁いたします。

本町に住民登録がある外国人の人数は、8月22日現在347人となっております。国籍別に見ますと、ベトナム国籍の方が138人で一番多く、次いでインドネシア国籍の方が90人、ミャンマー国籍の方が44人、フィリピン国籍の方が24人、カンボジア国籍の方が17人となっております。そのほかにも中国、韓国、タイなど、13箇国の国籍の方が町内に在住をされております。

職種につきましては、住民課が転入時に聞き取った情報での集計ではございますが、多い順から申し上げますと、製造業関係で約100人、農林業関係で約90人、土木建設業関係で約30人、介護関係で約30人となっております。

以上です。

○谷崎孝則総務課長

総務課のほうからは、犯罪防止につきまして答弁をさせていただきます。

本町にお住まいの外国人の方々につきましては、地域社会を共に支える大切な一員であり、日本人同様、犯罪に巻き込まれたり犯罪者にならないように御支援することが重要であると考えております。町といたしましては、生活のルールや法制度を多言語で分かりやすく周知しながら、孤立を防ぐ取り組みを進めてまいります。また、県や警察機関、事業者とも連携をしながら、外国人を含む町民の皆様が安心して暮らせる環境を整えることで、犯罪の未然防止に努めていきたいと思っております。

以上です。

○久原正好学校教育課長

本町の小・中学校における外国人児童・生徒の受入れ状況です。

近年においては、各年度において若干名の児童・生徒の受入れをしております。転入の手続の際に、町内の小・中学校への就学を希望されるかどうかを確認しまして、

希望される場合には、日本人児童・生徒と同様に無償で受入れをしているところです。
以上です。

○川崎美津夫生活環境課長

生活環境課から、ごみの収集や分別方法の状況について説明をいたします。

外国人にとって、ごみの出し方など、国によっても違いますし、日本国内でも各自治体でゴミ袋やごみの分別、出し方など、多くのルールがあり、戸惑っている方もいらっしゃると思います。町内でも、ルールが守られていないゴミを出す、またポイ捨てをしている外国人が目撃されたこともあります。外国人にごみの収集や分別方法について正しく理解をしてもらえるよう、英語表記で写真やイラストを交えた燃えるゴミ、燃えないゴミの分別方法のチラシや、箇条書にしたゴミ出しのルールを作成しており、転入手続等で役場窓口に来庁された際などに配布をしております。

以上です。

○重富邦夫議員

各課から答弁がありましたけれども、最近では当たり前のように見かける外国人の方でございしますが、周りからは不安の声というものも少なからず聞こえてくるわけでありまして、なぜかなと思ひ、実際に雇主の皆様から話を聞いても、実際ポジティブな話しかなくて、非常にいいよと、素直でよく働くしというようなことも、ほとんどがそういう答えではあります。それで、私も実際に会って話をしてみると、皆様そのとおり、とても素直な方ばかりで、なぜこういう声が出るのかなというふうなことを考えてみますと、恐らくは、何者かは分からず不安を感じているのだとか、コミュニケーションがないため、勝手なイメージを持って、存在自体をネガティブに捉えていたりということもあろうかと思ひます。多文化共生や多様性を受け入れる社会を実現するために、基礎的自治体である市町が果たすべき役割というものをどのように考えられているのか、答弁をお願いいたします。

○百武和義副町長

この件については、私のほうから答弁をさせていただきたいと思ひます。

先ほどは、多文化共生社会実現のために町が果たすべき役割についてという御質問でございします。

基礎的自治体としての本町の役割としましては、地域に暮らす様々な国籍や文化を持つ人々が互いに尊重し合い、共に支え合いながら、安全で安心して生活できる地域社会を築くことでもあります。そのために、町としましては多岐にわたる分野で施策を推進していく必要がありますが、まず1つ目として、コミュニケーション支援があります。日本語学習支援や情報提供等を実施し、外国人住民の円滑なコミュニケーションをサポートしていくことが重要であります。

次に2つ目ですが、生活支援があります。

外国人住民が安心して生活できるよう、生活相談、医療・福祉サービスの提供、子育て支援、住宅確保などといったサポートのほか、外国人住民の労働環境を整備し、

適正な労働条件を確保するとともに、災害など、緊急時における情報提供や支援体制の整備が重要です。

3つ目としましては、地元住民の意識啓発と外国人住民の社会参画支援でございます。

地域住民に対して、多文化共生や異文化理解に関する啓発活動を行い、外国人住民への偏見や差別をなくすよう努めていかなければなりません。そのためには、外国人住民が地域社会の一員として参画できるよう、地域活動への参加促進や交流イベントの開催などを推進していく必要があります。

4つ目は、多文化共生施策の推進体制の整備です。

さきに挙げました多文化共生における取り組みを推進していくための組織体制を整備するとともに、具体的な計画や施策を策定していかなければなりません。

このようなことが、これからの多文化共生時代を見据え、基礎的自治体として果たすべき役割というふうになりますので、今後町といたしましても、多文化共生施策を推進していくための組織体制づくりを各課連携しながら、これまで以上に進めていきたいということで考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

このような多文化共生施策は、地域の皆様であったり、本日傍聴に来ておられる民生委員の皆様方、こういったところの協力なしでは成り立ちませんので、しっかりと組織体制づくりは御協議いただきたいとともに、国のほうには、外国人が労働として入ってこられるような入り口をつくられたわけなんですから、後の秩序形成であったりとか、その後の面倒は知りませんよみたいな形では到底納得できないんですよ。その後のケア的な制度設計というものを今後、これは町としても求めていかなければならないのかなというふうにも感じておるところでございます。

最後にあと一問、時間もありますので。

今回は、米、農業関連で質問しているんですが、米増産への転換により、令和9年度までですか、制度そのものが見直しされるというふうな話でありましたけれども、そこを注視していかなければならないというふうなことで、白石町は増産と言われても、圃場そのものの、そんな耕作放棄地なんてほぼほぼないので、圃場のキャパが決まっているわけなんですよね。その中で転作補助金などを利用して、これを作ろう、あれを作ろうと言いながら農業経営を維持しているような状態でして、農家そのものの成長につながるには到底思えないわけなんです。それで、米政策の大転換期と言われるようなときですから、白石町としてやるべきは、八平干拓であったり代行干拓、この3年に一度の特例を見直して、数字的にはどうなのか、合っているのか、約1,400町ともいわれている圃場を毎年作付できるように、これは町として働くべきときではないのかというふうに考えますけれども、町長、突然なんです、少し思いとか感想とか、どのように思われるのか、答弁をいただけたらと思います。

○田島健一町長

今日は、重富議員から豊かな白石町であり続けるためにということで、特に農業を柱とした質問をいただきました。その中で、今日米というのが日本全国で大きな問題となっているわけございまして、そういった中で新しい令和7年産米の収穫が始まろうとしているところございまして、これまで農業振興課長も答弁いたしましたように、大きな転換期になろうかというふうに思っております。私も、昨年から食料・農業・農村基本法の改正に伴いまして、その計画をつくる委員にもならせていただいて、いろいろと発言もさせていただいたところございまして。

今日、お米だけがクローズアップされておりますけれども、米だけじゃなくて、農業、農産品全てがそうであるというふうに思います。これは、食料自給率も同じでございまして、いろいろなところに関与しているわけございまして。私は、白石町は米、麦、大豆のほかにレンコン、タマネギ等々、また野菜もいろいろと作っていただいて、農業のまちということで全国的にも有名でございまして、しっかりと私も支えていかなければいけないというふうに思っているところございまして。

そういった中で、先ほど言われたように、お米については八平干拓、廻里江干拓等々、干拓ができたときには米が多過ぎるという状態ございまして、米は作ったら駄目よというようなことでスタートさせられているところございまして。しかしながら今日では、先ほどから言いますように、米が足りないというような状況でもございまして、作れるところでは作っていいんじゃないかと私も思います。そういったことから、いろいろ議論がある中ではありまじょうけれども、私は先ほどから言いますように、八平とか廻里江干拓のあるまちの町長としては、お米は作らせてほしいというようなことは発していかなければいけないかなというふうに思っているところございまして。これについては、先ほど来減反政策というのが、全てが見直される令和9年から大きく変わろうとしておりますので、その課程の中でこの問題も議論していただければなというふうに思っているところございまして。しっかりと応援してまいります。

以上です。

○重富邦夫議員

未来のあるような答弁でございまして、ありがとうございます。干拓のことも、着工した時点ではまだまだ減反政策が言われていなかったというような現実もございまして、そういったことも制度設計の変更に併せて、より作物が作りやすい、そういった環境を整えていただくよう御努力いただきたいということを申し上げまして、私からの一般質問を終わります。ありがとうございます。

○内野さよ子議長

これで重富議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

10時29分 休憩

10時45分 再開

○内野さよ子議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。吉岡正博議員。

○吉岡正博議員

議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

議員になりたての頃は、年4回の議会の一般質問の題材が年4回も見つかるのだろうかというふうに不安に思っておりましたが、そのとき先輩議員から、心配せんでよかよと。住民の方からいろいろ要望があるとよとアドバイスがありました。議員5年目になりまして、そのアドバイスに納得をしているところです。

今回は、その住民の方々から御要望、御相談がありましたことを中心に質問をさせていただきます。

大きな項目は2つです。

1つ目は、地域の集落役員の負担を軽くできないか。

2つ目は、白石地域新設小学校説明会であれっと思ったことを確認させていただきたいと思っております。

では、大きな項目の1番目、地域集落役員の負担を軽くできないかの質問です。

近年は、人口減、高齢化、そして自営業が減りサラリーマンの割合が増えるという状況で、さらに定年が延長になったなど、就業状況の変化によりまして、地域の役職の成り手が少なくなっています。当町の総合計画にも書いてありますが、地域コミュニティの機能低下が懸念されております。地域コミュニティを維持していくためには、社会変化や意識変化に合わせた役職や行事の見直しが必要と考えます。

そこで、今回は住民の方々から御相談や御意見をいただいたことを中心に質問をし、ここでは結論ではなく改善の検討を始めていただければと思っております。

小項目としましては、1番目、町の行事案内の軽減ができないか。

2番目、駐在員手当を実態に合わせられないか。

3番目、民生委員の選出方法の見直しが必要ではないかの3項目でございます。

では、まず小項目の1番目、町の行事の案内が軽減できないかなのですが、駐在員、自治公民館長や民生委員の方から、町の行事が多いというお話をいただきました。本来の業務に加え、行事の多か、ごっとい出ていかんばらんとの話ですし、同じような行事、内容で違いが分からんともお聞きしました。令和6年度に駐在員、自治公民館長、民生委員が3人同時に案内される行事だけでも、調べますと、6月に青少年育成町民会議、7月に社会を明るくする運動大会、11月、社会福祉大会、12月、教育の明日を考える集会、1月、二十歳のつどい、2月、人権フェスティバル、このほかにもそれぞれの会合や学校からの案内もあっております。これらの行事の講師を振り返ると、ある大会で講師が、去年も白石でお話をさせていただきましたと挨拶があったり、それから別々の大会で同じ分野の専門家が講演をされるなどがありました。こういう状態ですと、似たような内容と言われても、納得をするところです。

そこでお尋ねなんですけれども、新型コロナウイルス感染症のときにいろいろ中止となった大会は、その後再開するときに、溝上広行議員が言います、昔からやっていたからではなくて、開催根拠は必要性、負担に見合う効果を検討されて、案内者も精査をさ

れて再開をされたのか、お尋ねをいたします。

○矢川靖章生涯学習課長

生涯学習課が各種大会、集会などを多く担当しておりますので、代表で答弁をさせていただきます。

町が関係して開催しております各行事、イベントで御案内させていただく主なものとして、請求資料の表のとおり、多くの行事がございます。団体やその目的など、それぞれ違いますが、参加者から見ると、確かに似通っているものもあるかと思っております。しかしながら、団体ごとに住民の皆様の意識向上、普及啓発を行って、よりよい社会をつくっていかうという強い志の下開催されているところです。

各イベントでは、広報紙やチラシ等で住民の皆様へ周知を行っておりますが、直接案内通知を送付する対象者としましては、地域社会に関わりがある事業が多く、また地域で共有していただきたいということもありまして、どうしてもまずは地域代表である駐在員、自治公民館長、民生委員の皆様への御案内が多くなっている状況にあります。コロナ禍では、中止を含めまして開催の是非や内容、案内者を見直すなど、行事、イベントの開催目的や地域社会の現状に合わせて柔軟な対応をまいりました。新型コロナ感染症が落ち着きを見せている現在では、イベント自体はそれぞれの目的達成のため、案内者を含めて、必要に応じてコロナ禍前に近い状態に戻っているものと思っております。

以上です。

○吉岡正博議員

確かに生涯学習課の行事は多いものですから、代表して答弁をしていただいたと思います。おっしゃったように、それぞれ担当している課、それから大会には目的があつて、必要性、それから町民の方々にもいろいろ知っていただきたいということで、代表者の方に御案内されるというのは分かるんですけども、開催実績をつくるために案内をして、ある程度の方に集まっていたいただきたいというのは分かるんですが、呼ばれるほうは少ないほうがいいわけなんです。

それで、例えば見直しの方法なんですけれども、類似の複数の大会を兼ねて同時開催にするとか、それから1年置きの隔年開催、また大町町、江北町と杵島郡3町で持ち回りにするとかという、実質開催回数を減らすという工夫ができないのか、お伺いいたします。

○矢川靖章生涯学習課長

先ほども答弁で申しましたとおり、団体や目的など、それぞれ違うため、難しい面もございますが、今後イベントごと、またイベント間で関係する団体と協議していく必要はあるかというふうに思っております。

○吉岡正博議員

ここで、行事に関してお尋ねいたしますけれども、消防夏季訓練のことなんです、

近年の暑い夏、特に今年は暑かったんですけど、8月開催の必要性は何なんでしょう。精神訓練とか、1日だけの耐暑・耐熱訓練をするというのは、あまり意味が少ないのかなと思っております。ほかの市町村にもありますが、8月よりも災害の多い夏、または梅雨前の時期にするというのも一つの方法だと思うんですが、いかがでございましょうか。

○谷崎孝則総務課長

消防夏季訓練につきましては、毎年消防団と町で時期や訓練内容などの協議を行っております。8月に実施をする理由といたしましては、何より夏季は台風や雷雨などによる水害や、乾燥による火災の危険が高まる時期でもあるというようなことと、あとは夏休みの期間中でもございますので、多くの団員の皆様が参加しやすいのではないかと。そして、そういうことで町内全体の、団員全体、町内の住民さんの防災意識の向上にもつながっていくのではないかとというようなところで、毎年8月の訓練をやっているところでございます。

そして、町といたしましても、9月1日が、これは大正12年の関東大震災ですよ。これが教訓となりましての防災の日が9月1日でございます。町といたしましては、その辺も考慮しながら、防災意識の向上というところで、9月1日の前の8月という意識も町としては持っているところでございます。

いずれにいたしましても、今後の訓練、夏季訓練につきましても、消防団と町のほうで協議をしましてまいります、実施に関しましてですね。

以上でございます。

○吉岡正博議員

今、総務課長の話も一つの、それだから8月にやっているんだと思いますが、例えば夏休みというのは、学生ではないですので、夏季休暇期間中といえはそうなんです。その辺はあまりこだわらなくていいのかなと。それから、時期的なものは、さっき言いましたように、9月1日を基準にするのか、もっと梅雨前にするのかというのは、これは県内でも、ほかの市町村でも8月開催以外のところがございまして、検討をする、ただ去年も8月にしたからでなくて、検討していただければと思います。その結果ではあると思います。

それで、行事や大会の見直しは、職員の負担軽減にもなりますので。それから、実際地域の役職が回ってくるのが負担ということで、町外へ転出したという方もおいでになります。そういうことを考えますと、地域の役割の負担軽減を各課が縦割りで、昔からやっていたではなくて、町全体で取り組んでいただくことを御提案させていただきたいと思います。

それで、小項目の2番目なんですけれども、駐在員手当を実態に合わせられないかです。

お話があったのは、駐在員は複数の区長（自治会長）で持ち回りをされていて、地区の駐在員手当、委嘱費は区長の代表、駐在員に支払われているということでの問題提起でございます。すみません、駐在員を複数の区長（自治会長）で持ち回りをされ

ている地区からの御意見です。

それで、駐在員手当、つまり委嘱費ですけれども、区長の代表、駐在員に支払われるようされておりますけれども、実態は、配布物はその地区は各区長さんが配布されておりますし、取りまとめもされております。それで、委嘱費は実態に合わせて区長で分けられておりますけれども、問題は、税金が駐在員たる区長にのみ来る。他の区長の所得分まで駐在員が負担する形になっております。近年のように、駐在員が勤めながらが増えてきておりますと、給与所得のほうに上乘せになると。そしてまた、その駐在員が国民健康保険加入ですと、その分の国民健康保険税が大きくなることとなります。それが持ち回りの駐在員によって違うという状態です。このことは、以前より総務課に相談があっているということで、総務課のほうでも以前聞きましたら、検討の必要があると、検討してきましたという話がありましたが、どのような検討がなされているのか、お尋ねをいたします。

○谷崎孝則総務課長

本年3月の定例議会の議案審議におけます当初予算で、吉岡正博議員の質疑がっております。同様の御質問がっておりますが、そのときの3月定例会のときの回答といたしましては、抜粋になりますけれども、駐在員の業務委託料につきましては、駐在員との覚書に基づき、委嘱費として駐在員業務の対価として町からは支払わせていただいております。以前から、分配をされている地区から御相談を受けており、対応策などについて検討をしてきましたけれども、各地区によって分配の有無や分配の方法などが異なっていると。このようなことから、年度当初の駐在員会のほうで、駐在員業務の対価としてお支払いをしておりますので、駐在員さん御自身の収入としてしていただきたいということをお願いをしていると。ただし、御指摘のような状況を解決するために、行政区運営費交付金がまた別に各地域に支払われておりますけれども、行政区運営交付金を含めたところで、大きな枠の中で考え方を考えていかなければいけないというような答弁を町のほうからいたしております。

そして、今回吉岡正博議員より、どのような検討をしてきたかという御質問でございます。

総務課から駐在員宛てに、駐在員の委嘱費を各区長で分けていらっしゃるのかの調査をさせていただいております。その結果といたしまして、44の駐在員の地区がある中で、19の地区で委嘱費を分配されているということが分かっております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、委嘱費を各区長で分けている分配の有無や分配の方法などが各地域、各地区で異なっていることもございまして、様々な検討はやってきてはおりますけれども、これを全て改善するための有効な仕組みづくりの具体的な結論というところには、まだ現在至っていない状況でございます。

以上です。

○吉岡正博議員

検討はされているが、なかなか変更にはなっていない。これは20年、合併以来同じような話なわけですけれども。

問題は、結局分けている事務の量よりも、それによって駐在員が負担する税金のところに大きくのしかかってきて、かつそれが駐在員の状態によって違うというのが、私はそれでいいのかなと思っております。

それで、以前は駐在員報酬、その身分に対して報酬という形で支払いをされていたわけですが、令和3年度から特別職の身分、報酬の見直しがあって、報酬が委嘱費に変更になっていたと私は認識しております。これは、会計科目の12節委託費の支出であるなら、業務の実態に合わせて駐在員でなくても支給が可能と考えますので、そのところはいかがでございましょうか。

○谷崎孝則総務課長

先ほどの答弁で、具体的な検討には現在のところ至っていない状況とお答えをしておりますけれども、合併後20年が経過いたしまして、人口減少、そして高齢化など、町内の情勢が目まぐるしく変化をしていく中で、本町の駐在員制度につきましても今後、議員がおっしゃいますように、業務の実態に合わせた制度といいますか、支給なども可能とするような抜本的な改革が必要であると町としては思っております。

以上です。

○吉岡正博議員

今、総務課長の答弁に、実態に合わせて抜本的な改革が必要という答弁がございましたけど、具体的にはどのようなことが検討できるのか、お尋ねさせてください。

○谷崎孝則総務課長

現在、町のほうで検討をしている内容といたしましては、まず1つ目に、現在の44の駐在員の区分を、区分分けをせずに、例えば公民館単位で公民館は実際109の公民館長さんがいらっしゃいますけど、この公民館単位で駐在員を例えば配置すると。44に今分けているところを、大きくはなるんですけど、公民館単位で駐在員を配置する。これにより、業務、世帯別の例えば現住者の把握でありますとか、各種調査の報告書の取りまとめなど、駐在員さんをお願いしておりますけど、そういう業務に対する対価である委嘱費を各区長で区分することはなくなると。分けることはなくなるんじゃないかと、各公民館ごとに区分をすることでですね。また、区長イコール駐在員というような、これはなかなか住民の皆様には分かりにくい本町の嘱託員制度でございまして、その辺の意識の醸成、区長イコール駐在員さんじゃないんですよという意識の醸成にもつながっていくんじゃないかなというところで、現在検討をいたしております。

また、2つ目に、高齢化などによる駐在員の負担軽減のために、今駐在員さんをお願いしています業務の中から印刷物などの文書配布、これを外しまして、業務の中から外しまして、全国の自治体でも導入事例がございまして、業務委託への検討、移行をですね。ただし、先進事例といたしまして、近いところで申しますと、福岡県の糸島市も取り組んでいらっしゃいますけど、回覧文書等に対応はされていないと。回覧文書については対応されていないということでございます。しかしながら、全国的な先

進事例ということで、御紹介も糸島市のほうをされております。

そういうところで、住民の皆様からいろいろな御意見をいただくとは思いますが、やはり今後はそういう回覧文書の見直しなども含めて、ホームページやスマートフォンなどの電子掲示板などの運用も、スマートフォンを御利用の方などにはそういう運用も併せて考えていければと。回覧文書、やはりペーパーレスというところをもっと積極的に考えていく時代になってきていると思っております。これにつきまして、先ほども申しましたとおり、あくまでも検討段階でございまして、様々な改革案の中で考えられる一つ的手段にすぎません。現段階では決定した話ではございませんけれども、いつまでも現行にとどまるのではなく、未来を見据えた改革、変化が必要な時期に来ていると思っております。

以上です。

○吉岡正博議員

答弁にありましたように、自治会長である区長と駐在員の業務を混同されているところも多々あります。そこは、白石町も昭和30年以前の合併のときの制度をそのまま持ってきていますので、地域によってその制度が違うということがありますので、ただその見直しをだんだんする時期じゃないかなと思っております。

それで、駐在員の業務につきましては、先ほど文書の配布の話がありましたけれども、合併時に比べたら、相当業務の負担軽減をしてあることは、私は大きく評価をすることでございます。ただ、町の郵送料が大きくなっているというのは大変だなと思っております。

では、次に小項目の3番目、民生委員の選出方法の見直しが必要ではないかの質問です。

民生委員の担い手不足が全国的に問題となっておりまして、白石町ではどうなんでしょう。どのような問題を把握されているのか、まずお伺いをさせていただきます。

○山下英治保健福祉課長

全国の多くの自治体において、民生委員の担い手確保が喫緊の課題となっており、全国の令和元年改選時の充足率は95.2%、令和4年改選時の充足率は93.7%と、中・長期的な低下が続いている状況でございます。本町における充足率は、地域住民の御努力によりまして100%を維持しているところでございます。

民生委員の担い手の確保が難しかった理由、課題として、厚生労働省の検討資料によりますと、1つ、高齢者の就業率が高くなり、適任者を探しにくい、2つ、地域が高齢化して適任者を探しにくい、3つ、民生委員の役割、業務内容が負担である、4つ、市区町村の人口が減少して、適任者を探しにくいなどが挙げられています。本町においても同様であり、特に人口減少や高齢化、定年延長による適任者の減少などが担い手不足に拍車をかけていると認識をしております。

以上です。

○吉岡正博議員

把握をされていることは、私も把握していることと大体同じような話だなと思いついて、ただ充足率が白石町は100%というのは、それは結果としてすごいと思いますが、全国的には95%ぐらいになっているというのは、それだけの問題を抱えているが、白石町は今のところ努力をされているというふうに思っております。

ただ、民生委員の選出が、当町は地域に依頼しているところがございまして、民生委員の担当地区が複数集落の場合は、実態は集落で交代交代で回していくというところがございまして。しかし、先ほど課長が言われましたような、実態のいろいろな問題がそのものでして、集落の戸数が減少し、それからまたその人たちが高齢化していると。それで、持ち回り当番を集落持ち回りで、今度は自分の部落だと言われても、なかなか出すのができないということで、悲痛な相談を受けております。その方は、役場に相談したけれども、地域にお任せしているという回答だったということで、困惑をされてございまして、これからは、あちらこちらの集落でこのような持ち回りで民生委員を出すということが簡単ではなくなっていくのではないかと心配をするところです。先ほどありましたように、高齢者世帯の増加によりまして、民生委員の業務は一方ではますます増えていきます。

そこで、あちこちで行き詰まる前に、地域任せではない対処が必要と考えますが、どう対処していくというふうに思っておられるのか、お尋ねをいたします。

○山下英治保健福祉課長

民生委員の選出方法については、民生委員・児童委員改選要領の中で、地域の住民の信頼を得、その期待に応え得る適格者を求めることを主眼として行う必要があるとされており、その地域に居住し、地域の実情を十分承知していて、地域の住民が気軽に相談に行ける者や、地域の民間福祉活動のリーダーとして、説得力や物事をまとめる能力を有する者などの適格要件も規定されております。このことから、適任者の推薦については、地域から推薦していただいたほうがよりの確な選出ができるのではないかと考えております。地域の皆様には御負担をおかけしますが、御理解、御協力を賜りたいと思います。

参考までに、推薦母体に関する調査では、8割の市町村が地元自治会と回答をされております。

なお、複数集落での持ち回りでは選出が困難というところにつきましては、集落の垣根を取り払った選出ができないかどうか、検討いただければと思います。また、民生委員が最も負担を感じた業務といたしまして、訪問活動、行事、事業、会議への参加、協力となっていることから、町といたしましては民生委員の業務負担の軽減と活動しやすい環境の整備を図るため、民生児童委員協議会とも協議を重ねてまいりたいと思います。

以上です。

○吉岡正博議員

地域で気軽に行けるというようなこと、それから集落の垣根を越えてというお話がありました、確かに分かるんですね、そこはですね。総数の、民生委員さんの人

間、定数もあるだろうと思いますが。ただ、実際声を聞いていると、複数集落を担当するところについては、日常的に自分の集落は行き来があるからよく分かっていると。でも、隣の集落まで、今度は民生委員になると見なくちゃいけないとなると、なかなか日常生活の行き来はないわけですよ。確かに、集落ごとの垣根を越えてというのは分かるんですが、それが日常生活になくて、民生委員になったら隣の集落の人たちまで面倒を見なくちゃいけない。話したことない、家もどこにあるか分からないから始まるわけですね。それが非常に負担で、先ほど地域持ち回りできつとおっしゃったところは、自分の集落だけで民生委員をしていいんだったら、人間がいないから、区長が民生委員を兼ねますと。だけど、ほかの地域、隣の集落まで面倒を見なくちゃいけないんだったら、そこまでは区長の仕事ではしきらんからということの御意見も出ています。そういうことを考えますと、複数集落を担当するというのは、それが一つのネックになっているのではないかと思います。だからといって、さっきの公民館の109の民生委員をつくれといたら、これまた大人数の話になると思うんですが、そこも時代の流れとか、それから長い間同じことをしないでという形でやっていく検討は必要だと思っております。

総合計画の第2章第2節を見ますと、地域における担い手の高齢化やリーダー不足など、地域コミュニティの機能の低下が懸念されていますという言葉、それから制度、分野ごとの縦割りという関係を超えてという言葉が総合計画にも書いてあります。問題は把握されておりますので、昔からやっているのということにとらわれず、見直しをしていただくことを期待いたしたいと思っております。

それでは、大きな項目の2番目、白石地域新設小学校説明会で、あれっと思っただことについて質問でございます。

6月に、白石地域新設小学校の校區別概要説明会が開催されまして、私は4小学校区の説明会に出席をいたしました。その中で、あれっと思っただことを確認させていただきたいんですが、通告の(2)のほうから質問をさせていただきます。

通告の(2)、福富小学校にもスクールバスということになった経緯は、から質問をいたします。

6月17日の説明の中で、スクールバスを町内一律に運行、運転するというかですね、町内一律という説明がございまして、えっと思ひまして、説明を確認しますと、福富小学校にもスクールバスを運行するとのことでした。これは、これまでに記憶にない話でして、それでほかの方にも聞いたら、初めて聞いたとのことなんですが、福富小学校にも遠距離通学児童がいることは私は理解はいたしますが、スクールバスとは、有明と白石の150年以上の伝統のある地域の学校を断腸の思いで統合をする。そのために遠距離通学児童が生じることに、代替措置としてスクールバスを運行しますので、御理解をお願いしますというものだったと私は思っておりますが、なのに突然、地域が期待して存続させることになった福富小学校に、学校統合の代替措置であるスクールバスが運行することになった経緯をまずお尋ねいたします。

○永石 敏新しい学校づくり課長

学校再編に伴います遠距離通学者の支援につきましては、白石町立学校の統合再編

に関する答申書や、小学校再編計画で示されております再編計画の一部を抜粋しますと、法令上の通学距離の基準は小学校でおおむね4キロ以内となっています。また、通学時間については、おおむね1時間以内が一定の目安とされているところです。スクールバスなどによる通学支援は、この通学距離や通学時間を目安にし、それぞれの地域の地理、地形などの実情を考慮しながら、利用区域は新しい学校づくり準備委員会で協議し、決定しますとあります。これに基づき、有明小学校の新しい学校づくり準備委員会で協議を行い、通学時間1時間を考慮し、2.5キロを超える道のりの児童について通学支援を行うことと決定したところです。

この決定を踏まえ、令和6年3月にスクールバス条例及び条例施行規則を制定しましたが、白石町内は地形的にほぼ平坦地で、学校ごとにあまり変わらないことから、白石地域新設小学校の開校を見据え、そのほかの地域の小学校は令和12年4月1日から適用するとしております。規則制定に当たり、教育委員会で議論し、学校ごとで不公平とならないように、再編の結果、現状維持となった福富小学校についても、白石地域新設小学校の開校と併せて支援を行うとしたところでございます。

以上です。

○吉岡正博議員

今、課長のほうから、スクールバス条例施行規則のほうで答弁をいただきましたけれども、その中に書いてあるということだったと思いますが、規則第2条第1項に書いてあるのは、遠距離通学児童・生徒とは、学校再編に伴い遠距離通学となった児童・生徒をいうと。もう一回繰り返します。第2条第1項に、遠距離通学児童・生徒とは、学校の再編に伴い遠距離通学となった児童・生徒をいうと規定をしてあります。課長が答弁された部分は、規則の最後につける附則の部分だったと思いますが、本則第2条で有明地域と白石地域の小学校と定義して、附則のほうで有明地域の小学校に対するそのほかの地域の小学校とは、これは附則ですから、まず前提の第2条があって、白石地域の小学校のみを指すと私は、規則上は解釈をいたしますが、どうなんですかね。

○永石 敏新しい学校づくり課長

まず、白石町内の小学校の学校再編についてでございます。

住民説明会や2度の総合教育会議を開催し、議員の皆様説明会を行い、決定をいたしました白石町立小学校再編計画の中にあります、小学校再編の概要の中で、目指す小学校像の実現に向けて、地域を生かし、8小学校を3小学校に再編しますと明記をしており、その再編の内訳といたしまして、白石、六角、須古、北明小学校の4校を1校に再編する白石地域新設小学校、有明東、有明西、有明南小学校の3校を1校に再編する有明地域新設小学校、福富小学校は現状を維持するとしております。そのようなことから、規則の第2条中にあります学校の再編する小学校は白石地域新設小学校、有明地域新設小学校、福富小学校を指すこととなりますので、議員が申される附則内のそのほかの小学校の中には福富小学校も入ることとなります。

以上です。

○吉岡正博議員

福富小学校が入るんですか。ここ、第2条には、学校再編に伴い遠距離通学となった児童・生徒、この場合は児童ですけど。再編に伴ったら、福富はいいんですけど、そこに入れちゃったら、それはえっと思ったんですが。だけど、それによって遠くなったわけじゃないですよ。もともと福富の方々は遠かったんですよ。だから、条例では、規則では学校再編に伴い遠距離通学となった児童となっているから、今の解釈は無理があるのではないかなと思っております。

そして、規則にこれ、もともと例えば最初から福富小学校も含めて3校が対象であったら、そういう規則であったんだとしたら、第2条第1項の定義規定というのは必要ないと思うんですよ。これ、法制執務上はなくてもよい規定ですよ、最初から3校が対象なら。だけど、そこにわざわざ学校再編に伴い遠距離通学となった児童という規定を設けたというのは、この規定、規則をつくった令和6年4月時点では、規定どおり、スクールバスの対象は統合する有明、白石にしている、それでこの規定、つまり福富は想定していなかったの、この規定を設けたんじゃないんですか。

○永石 敏新しい学校づくり課長

議員が言われますように、学校再編で遠距離になったというところについては、誤解を招くような表現だったかと思います。しかしながら、先ほど申しましたように、学校再編というのにつきましても、8小学校を3小学校に再編するという事で計画をいたしておりますので、福富小学校も同じ教育環境の不公平をなくすということからいけば、スクールバスの対象地域ということに入れていくということになります。

以上です。

○吉岡正博議員

それから、さっきの答弁、2つ前かな、1つ前の答弁で、規則制定に当たっては教育委員会で議論をしたと、総合会議も言われましたけども、規則制定を審議しました令和6年1月の教育委員会の議事録を見ますと、福富小学校ということは何も出てきませんですね、議論の中ではですね。ということを見ると、令和6年1月の時点では福富小学校のスクールバスは対象じゃなかった、その前提で話をされているんじゃないですか。

○永石 敏新しい学校づくり課長

令和6年1月に開催しました定例の教育委員会の中で、スクールバスの運行に係る条例や規則などについて説明を行い、委員と協議を行っております。委員からは、乗車の確認方法や車内でのトラブル対応方法などについての御意見をいただいたところですが、議員が言われるスクールバス事業の対象校についての意見は出ておりませんが、先ほど申しました白石町立小学校再編計画を策定するに当たり、委員の方とは何度も協議をし、策定をいたしておりますので、当然福富小学校も再編の対象校という認識でおられていたことから、そのような意見は出なかったのではないかと考えてい

るところです。

以上です。

○吉岡正博議員

そのときの教育委員会では納得済みだったから、意見が出なかったということですか。課長としては、今となってはそういう答弁をするしかなかったんじゃないかなと考えてしまいますけど。

話を戻します。

そしたら、スクールバスを運行することになった経緯をお尋ねしましたけども、福富の保護者世帯から要望があった等の話、答弁は、そういう要望がありましたのでとか、調査をしましてとかという答弁がありませんでしたけれども、福富地域の保護者世帯から、統合はしないけれども、福富にもスクールバスを運行してくださいという要望がどのような形であったのか、聞き取りをされたのか、お尋ねいたします。

○永石 敏新しい学校づくり課長

再編の結果、現状維持となりました福富小学校も、議員言われるように、通学距離が2.5キロを超える児童もおります。さきにも答弁いたしましたとおり、福富小学校に通う子どもたちも、白石地域や有明小学校に通う子どもたちと同じく、白石町の明日を担う大事な宝だと思っております。白石町内の小学校ごとで遠距離による通学支援が異なることはおかしいのではないかとということから、こちらの発案で対象地域としておりますので、保護者からの要望というわけではございません。

以上です。

○吉岡正博議員

保護者からの要望があったわけではないということですね。こちらからの、教育委員会としての教育的見地からですということ。町政全般いろいろなことを必要ですよということは言っても、予算がありませんのでということ、なかなかしてもらえないんですが、これについては予算もかかるんだけど、こちらのほうから、要望があったわけじゃないのに、することになったというふうに捉えてよろしいんですね。分かりました。

もう一つお尋ねですが、先ほど言いましたように、福富小学校は耐用年数が過ぎた校舎を、危険がないように長寿命化、リフォームをします。さらにスクールバスを購入、運行することになります。当然、バスはもちろんですが、乗降場所、それからバス置場の確保も必要ですが、どのような予定なんですか。それから、見込額が分かれば教えていただけますか。

○永石 敏新しい学校づくり課長

まず、校舎などの改修についてでございますが、学校施設環境改善交付金を活用し、令和7年度、令和8年度で改修を予定しております。改修内容については、長寿命化、衛生環境、空調などの教育環境整備を行い、全体工事費として約4億円程度を予定し

ているところです。

スクールバスについては、通学距離2.5キロ以上の児童を対象としますが、旧福富町の3地区程度が対象になると想定をされます。白石中学校のスクールバスに福富小学校の児童が同乗するルートの検討や、また中学生利用者数の変更に応じたスクールバスの流用などの対応が考えられます。このようなことから、新たにバスを購入せずとも、運行できる可能性は十分にあると考えているところです。乗降場所やバス置場につきましても、整備せずに学校内、学校近辺のスペースや、少し離れますけれども、社会体育館、ゆうあい館などの活用も考えられます。

このように工夫しながら、財政負担がなるべくかからないような形で運行できるよう、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

今のところは、スクールバスを増やすという話にはならないということによろしいですか。分かりました。

福富小学校の遠距離通学児童・生徒にもスクールバスをという教育的視点は私も分かりますが、しかし統合再編審議会から、この教育的視点で福富小学校もクラス替えのある小学校にするという判断で答申をされていたものを、地域優先ということで存続となりまして、そこで予算がないと言いながらも、突然広く議論もなく話が出てきたと私は取っておりますが、そこが不思議に思っております。以前、福富小学校の児童数が少ないから、福吉、北明に福富小に通える自由校区を設けるという説明もあったように、また福富目線かというようなことを言われるのではないかとこのことを心配するところでございます。

それでは、順番が前後いたしましたけれども、小項目の1番目、新校舎中庭への車両進入口はどうなったかということでお尋ねいたします。

同じく校区説明会の前に、5月に議員に説明がございました。その中で、図面というか、設計が基本設計の段階でしたけれども、校舎の配置が四角形で、中庭への車両の進入口がありませんでした。これは、現中学校の校舎も四角形で、中庭への車両の入り口がないために、補修工事をするときにこれは問題になりました、庭のほうに車両とか工事重機が入らないということで。それをして、今度の新設小学校もそういう可能性はどうかという質問をしたところ、検討をするという回答でした。その後の地域持ち回りの、地域の説明会でしたけれども、そこではそのまま四角形の校舎配置で、中庭に車両の進入口がないままの説明でしたが、結果として検討するの結果はどうなったのか、お伺いをいたします。

○永石 敏新しい学校づくり課長

白石地域新設小学校の説明会につきましては、5月9日に議員説明会を開催し、その後4日間で各小学校区での説明会を開催しております。いずれの説明会におきましても、同じ動画を用いての説明を行っているところです。新しい校舎が四角形で、中庭への管理用出入口がなかったことについて、検討するとのことだったが、どのよう

になったかとの御質問ですが、説明会時の資料につきましては、基本設計段階での資料のため、詳細な事項の検討前の資料であります。現在、議員や校区の説明会並びに教職員などからいただいた意見などを確認しながら、実施設計を進めているところでございます。そのようなことから、中庭への管理用出入口につきましては、維持管理に必要な重機や車両が進入できる間口の出入口を設けることといたしております。

以上です。

○吉岡正博議員

先ほど答弁がありました。実施設計においては中庭に重機や車両が入れる口を設けるということとされるということでしたので、基本設計のときの意見に対しての検討をされていたことはよかったと思うところでございます。

以上で私の一般質問を終わります。傍聴をはじめ、情報提供などをいただきました皆様に御礼を申し上げます。ありがとうございました。

○内野さよ子議長

これで吉岡議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

11時36分 休憩

13時15分 再開

○内野さよ子議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。友田香将雄議員。

○友田香将雄議員

議員番号6番、友田香将雄です。

通告に従い、質問してまいります。

まず初めに、持続可能なまちづくりについてです。

本町の一般会計予算は、今定例議会でも補正予算が提出されておりますが、その提出されているものでも、おおよそ181億円となり、過去最大規模となる一方、令和6年度の決算に基づく経常収支比率は93.5%と、令和5年度と比べ1.9%の増加、健全化判断比率については10.9と、0.7%の増となりました。健全化判断比率とは、地方公共団体の財政の健全性を客観的に判断するための指標とされ、また経常収支比率は地方公共団体の財政の弾力性、柔軟性を表す重要な指数の一つであり、どちらも割合が高くなればなるほど財政的には厳しくなっていくことを示しております。

今回の令和6年度決算の数字につきましては、すぐに逼迫した財政状況を表す数字ではないものの、本町は自主財源に乏しく、その中でも自主財源の柱である地方税収についても、人口減少や高齢化、産業構造の変化などの影響により、今後ますます厳しくなることが予想されます。また、監査委員による決算審査意見書にも書かれておりますように、今後予定されております大型事業などによる借入金の増加に伴う公債費償還の増加や、公共施設の老朽化に関する修繕費等の増加など、厳しい財政運営と

なっていく、そのことを強く認識しております。もちろん、そうならないために、人口減少対策や歳入増加策に鋭意取り組んでいるのはもちろんのことではありますが、様々なことを想定して対策を講じていく必要がある中で、まず質問をいたします。

資料請求をさせていただいておりますので、そこにもありますように、本町の町道は総延長400キロメートルを超えるほど長く、また農道についても同程度の総延長と理解しております。道路というのは、安全な移動を実現するためにはメンテナンスが必要不可欠であることから、定期的に補修等を行われておりますが、現在の補修等整備状況と、今後の計画について質問をいたします。

○鶴田浩紀建設課長

建設課から、町道の補修等の整備状況について答弁をいたします。

議員より資料請求があつておりましたので、まず資料の説明をさせていただきます。

町道は、橋梁部分を含めまして、延長が約430キロございます。令和4年度から令和6年度までの補修整備に係る決算額の平均は約9,590万円、本年度は約1億2,810万円、令和8年度から令和10年度までの計画額は約9,960万円を見込んでおります。道路補修に係る費用は、資材等の物価高騰の影響も考えられ、増加傾向にあると推測されます。

次に、日常的な道路の補修状況ですが、約430キロある全ての路線を適時点検することは難しく、補修が必要な箇所につきましては、主に住民の方からの御連絡や職員からの情報提供を基に対応をさせていただいているところでございます。

その主な内容といたしましては、車道等のポットホールですね。これは陥没してできた穴などでございますが、これが最も多く、これらの小規模の補修はできる限り速やかに、職員での対応をさせていただいておりますけれども、職員での対応が困難な補修箇所につきましては、舗装業者等への工事発注により対応いたしているところです。また、町道の長寿命化を図ることを目的といたしまして、アスファルト舗装の老朽化が進んだ路線を対象に、路面性状調査を実施しており、その結果を基に計画的な舗装補修工事を実施しているところです。

一方、今後の道路補修等の計画についてですが、資料にてお示しをしましたとおり、今後も維持補修に係る費用は高額になるものと推測しております。しかしながら、地元からの補修要望も多いため、地域の実情や緊急性を考慮しながら、優先順位による事業着手をするなど、道路としての本来の機能が損なわれないよう、持続可能な取り組みによる計画が必要と認識いたしているところです。

以上です。

○吉村大樹農村整備課長

それでは、続きまして農道の補修等整備状況についても、資料により御説明をいたしたいと思っております。

本町の農道は、延長が約370キロメートルございます。令和4年度から令和6年度までの舗装、補修に係る決算額の平均でございますが、約390万円というふうになっております。本年度の予算額は約330万円、令和8年度から令和10年度までは毎年

370万円の予算を計画しているところでございます。

次に、農道の破損などの把握状況でございますが、これは町道と同じく、主に住民の方々からの御連絡、また職員からの情報を得ており、その情報を基に現地確認を行っている状況でございます。その際、舗装の剥離などの規模が小さな箇所につきましては、職員で補修材を用いて速やかに補修を行っておりますが、職員では対応が困難な補修箇所につきましては、優先順位をつけて補修工事を発注しているところでございます。

今後においても、農道利用者に対し支障が少なくなるよう、適切な維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。また、本町では68の組織が多面的機能支払交付金事業に取り組まれておりますが、農道の路肩の補修や保護につきましては、各地区の状況に応じ各活動組織で対応していただいております、大変感謝しているところでございます。今後においても、各活動組織には多面的機能支払交付金を活用していただきまして、農道の維持管理について積極的に御協力いただければと考えているところです。

また、本町の農業は、現在就業者の高齢化や地域担い手の減少が進んでおりますが、今後スマート農業へのさらなる取り組みにより、農地の集約化が進むことで、農業機械等の大型化が加速することが見込まれております。その場合は、機械の搬入、搬出、また農産物の出荷等の状況により、農道の拡幅の検討も必要になるときが来るのではないかと考えております。そうなりますと、多額の事業費となりますので、活用できる補助事業等の検討について、関係機関と協議を進める必要があると考えております。以上です。

○友田香将雄議員

答弁には、町道については年間およそ1億円程度かかっており、今後については物価高騰により増加していくのではないかとという予測がありました。また、農道につきましても、多面的機能支払交付金の積極的な活用により、支出が抑えられているというところでありましたが、しかしながら今後進むであろうスマート農業や農地の集約化による農業機械等に対応する拡幅が必要になってくる可能性もあるなど、多額の予算が必要になるであろうということの答弁でありました。

では、このような状況の中で、冒頭申し上げました自主財源が乏しい本町として、人口減少などの影響で歳入が減少していくことも大いに予想されます。町道、農道の整備、重要なことではあります、今までどおりの規模での整備となってくると、財源的に限りなく厳しいのではないかと考えるのですが、町としてどのように認識されておりますでしょうか、答弁をお願いいたします。

○鶴田浩紀建設課長

議員が言われるとおり、人口減少が進むに伴い、町の財政状況もますます厳しくなるのではと想定をいたしております。しかしながら、道路は私たちの生活を支える重要な基盤であり、住民皆様方の安全・安心はもちろんのこと、利便性を確保し続けるためには、今後も的確な道路補修が欠かせないものというふうに思っております。そ

のため、道路補修に係る予算についても、優先順位を考慮しつつ、可能な限り平準化を図り、適切な予算確保に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

では、上下水道についても同様の質問をいたします。

水道管の老朽化問題は、昨今特に注目されておりました。老朽化に伴う破裂や陥没等が全国的に多発しております。国土交通省によりますと、水道施設の老朽化による漏水や破損事故の発生件数は、年間2万件を超えるとのデータもありました。また、下水道についても、本町では平成25年に供用開始が行われ、現在13年が経過しております。機械、電気設備の標準耐用年数である15年に近づいてきていることから、上下水道管等の老朽化問題は本町としても例外ではない、そういうふうに認識しております。

その上で質問いたします。

上下水道の老朽化に伴う整備状況と、今後の計画について答弁をお願いいたします。

○川崎美津夫生活環境課長

上水道事業につきましては、佐賀西部広域水道企業団が運営、管理を行っており、水道管の総延長は企業団全体で約1,773キロメートル、そのうち法定耐用年数の40年を超えた老朽化の延長は令和5年度末で353キロメートル、約20%の割合となっております。同企業団では、国の交付金を活用し、老朽化した水道管の更新事業や浄水場の統合を含めた広域化事業により、管路や施設の計画的な老朽化対策等に取り組んでおられます。

なお、全ての管路の更新費用は企業団全体で約520億円、それ以外の浄水、排水施設等については約440億円を試算されております。合計で約960億円かかる見込みとなっております。

下水道事業につきましては、農業集落排水事業により設置をいたしました4地区の汚水処理場は、平成28年度より機能強化事業に取り組み、処理施設の機械設備、電気設備の更新を随時行い、ほぼ完了しております。

管路施設については、全地区とも真空方式を採用しており、令和6年度より公共ます内の真空弁等の改修を下区地区から進めております。住ノ江地区及び牛屋地区についても、来年度以降事業認定を取りながら、真空弁等の改修を進めていきたいと考えております。

また、公共下水道事業で取り組んだ汚水処理場及びマンホールポンプは、昨年度に長寿命化の全体計画を作成し、今年度の実施計画により更新機器の選定、及び工事費等の算出後、修繕計画を作成し、整備を進めていく予定としております。

農業集落排水事業、公共下水道事業の管路延長は約97キロメートルあり、その材質は塩ビ管等で耐用年数が40年以上とされていることから、現在のところ更新の必要性はないものと考えております。今後も、維持管理費の縮減及び平準化を図りながら、

長寿命化に努めていきたいと考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

上水道については、本町の詳しい状況については分からないということでありましたけれども、企業団の管轄内のおよそ20%が耐用年数を超えていると。農業集落排水、下水道事業におきましては、塩ビ管についてはまだまだ耐用年数がありますので、そちらについては喫緊の問題はないというものの、資料も出していただいております、ストックマネジメント計画による改修更新計画、また農業集落排水事業については改修更新計画として、毎年莫大な予算を確保する必要があるということの内容も見てとれます。

改めての質問なんですけど、先ほどもありました、今後人口減少が進んでいき、使用料金の増加が見込めないというところの中でも、施設の維持管理、更新事業は必要不可欠であるというふうに考えております。そちらについての本町の考えと、またそちらに対する予算がどういうふうに、私としては厳しくなっていくと、先ほどと同様考えておりますが、御認識のほどを答弁いただければというふうに思っております。

○川崎美津夫生活環境課長

下水道施設は、町民の安全・安心な生活を支える重要な社会インフラであります。代替手段の確保が困難なライフラインでもあります。このため、長寿命化対策はもちろん、下水道施設の集約化についても検討を行い、機能を持続させる必要がございます。長寿命化等を図っていく上では、国庫補助金や下水道の事業債を活用するなどして、財源や予算の確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

インフラは、住民生活の基礎であり、そのため財源が厳しいからといって、おいそれと減らすわけにはまいりません。ここの重要性は、私も先ほどいただきました答弁の内容も同じだというふうに思っております。しかしながら、何度も申し上げますように、今後財政としてますます厳しくなっていくことは大いに予測される中、どうすればいいのか。私は、財政として歳入を増やしていくことはもちろんではあるんですけれども、その一方としてインフラの最適化を行う、これがとても重要だというふうに思っております。人口減少が進んでいく町の規模として、残念ながら縮小していくことが予測される中、町道、農道、また水道管、下水道、これを同じ規模で維持していくのは正直厳しいというところの話もありましたことから、最適化する、最適化を見越して今後のまちづくりをしていく、そういうビジョンを持っていく、そこが重要であるというふうに捉えております。

白石町の特徴として、住宅が町全体に広がっており、住宅の密集があまり他の市町と比べて行われていないというふうに私としては感じております。町全体に住宅が広がることで、インフラもそれに合わせて細かく網羅する必要があり、そのことにより、

インフラの維持に関する予算が膨らんでしまっている現状があるのではないかというふうに思っております。

令和5年6月定例議会の一般質問で、住宅誘導策について質問をさせていただきました。課長の答弁として、公共インフラの増大が懸念され、将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するためには、町全体における都市機能や住居の誘導を目指す実効的な、かつ包括的なマスタープランが必要になってくることもあるかもしれないとのことでした。ですが、一方一朝一夕で行えるものでもなく、将来的な住居の誘導に目を向けながら、本町の国土利用計画などの土地利用計画、あるいは土地利用に関する計画の見直しや実効的な計画の策定に向けて検討を重ねてまいりたい、そういうふうに答弁をいただいております。こちらについても、私と課長は認識が同じであります。その上で、持続可能なまちづくりの観点として、将来に向けた住宅誘導に関する具体的検討状況について答弁をお願いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

白石町におけます持続可能というまちづくりを思い描きますと、人口減少、少子・高齢化などの人口問題を避けて通ることはできません。それで、その人口問題に起因する地域生活の行き詰まりですとか、町財政の縮小化など、様々な問題が想定されることとなります。人口が減少しても、町の面積が減少するわけではございませんので、必然的に公共投資の選択と集中といった考え方が出てまいります。議員の言われております住宅誘導、ひいてはコンパクトシティーの推進、ここが最たるものと認識をしておりますけれども、これまでの一般質問の中でも答弁しておりますけれども、白石町国土利用計画でも旧3町それぞれに住宅ゾーンを定めておまして、人口誘導政策は今後の白石町行政には欠かすことのできない施策の柱であると考えております。

しかしながら、先ほど申されましたように、町内で住宅が点在していると、歴史的な背景もございませぬので、早急に極端な人口集約は難しいと思われませぬ。よって、小さな拠点を中心とした生活インフラの公共投資を集中しながら、緩やかに人口誘導を図っていかねばと思っております。

例えばでございませぬけれども、直近の大きな公共投資でございませぬ白石地域の新設小学校を例に取りませぬと、やはりこの207号線沿い付近の白石地域というのが、行政ですとか金融、商業の中心地である、言わば白石町の要のエリアと言えませぬ。さらに、白石地域新設小学校を白石中学校の隣地に設置することを考えれば、小・中学校周辺へのエリアの人口誘導、あるいは特に子育て世代の人口誘導がおのずと必要不可欠になってくるのではないかなと考えられませぬ。現在、新設白石小学校周辺の通学路、水路等の環境整備について協議検討を行っておりますが、今後は子育て世代の人口誘導を図るべく、まちづくりの検討も行ってまいりたいと思っております。そして、これはいまだ空想の域を出ないということになりますけれども、小・中学校周辺の文教地区的な整備ですとか、例えばPFI手法によりませぬ地域優良賃貸住宅制度を活用した定住促進住宅の設置を行うなど、この地域への人口誘導の呼び水となるような施策の内部検討の必要があるかなと思っております。

また、現在ですけれども、町内全域への都市計画の区域拡大、これを非線引きで進

めておりますけれども、今後用途地域の指定ですとか、あるいは発展的になりますけれども、立地適正化計画の策定を行う必要性、可能性というのも考慮しつつ、白石町全体を見据えた持続可能なまちづくりを推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○友田香将雄議員

この問題、何度も何度も一般質問で投げかけさせていただきました。こちらについては、私自身も一朝一夕でできるものではないというふうに認識をしております。例えば、30年であったり40年、50年、そういったスパンで考えていく必要があるのじゃないかなというところで思っております。言うまでもありませんが、皆さん、自分が住んでいるところを盛り上げていきたいというところをどなたも思われているというふうに思います。そこで、いろいろな線引きをしていく、契約をしていくとなったときに、いろいろなネガティブな話も出てくるところは想定されていく話ではあります。だからといって、この話を何も言えない、表に出さないとなってくると、本当の必要なまちづくりとしては前に進んでいかないんじゃないかなというふうに思っております。

私が残念に思っている、前もお話ししたことがあるんですけども、第2次総合計画のところには、このコンパクトシティについての文言が、第1章ゆとりある快適な住みよいまちのところがありました、コンパクトシティ化。あとは、計画的なインフラに対する文言とかもありました。ただ、第3次総合計画の中には、このコンパクトシティ、再編という意味合いを表すような文言が抜けております。こちらについては、もちろん様々な考えがあり、文言を外されたんじゃないかなというふうに思いますが、先ほどの話もありましたように、これは長期的に皆さんと一緒に考えていく必要があるというふうに思っております。先ほどの課長の答弁にもありました立地適正化計画、こちらのほうは全国的にも取り組まれておりますが、なかなか成果が上がらないといった評価もあります。その理由の一番の問題としては、やはりそこそこに住まれている住民の皆様の方の理解、認識が進まないといった問題が一番強いというふうに聞いております。長くここの課題というのはあるんだということをしっかりと表していく必要があるんじゃないかなというふうに思い、ぜひ私としては、第4次総合計画のほうを今年度策定する予定になっておりますが、そこについてもどんな形になるかは別として、その意味合いは残していただきたい、ぜひ載せていただきたい、そういうふうに思っております。

この点は、すぐにお答えできるものじゃないというふうに理解しておりますが、この点について、課長もしくは町長、どういった思いを持たれているかというところを少し答弁いただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○山口裕一総合戦略課長

コンパクトシティ化のお話ですけども、考え方として、そこに集約させていくかどうかという考え方というのと、そこに集約されなかったほかの地域の方々の、これはコンセンサスというのを考えていかなければいけない部分があるので、非常にセ

ンシティブな問題だとは思っています。それで、考え方も2つございまして、一極に集中させるやり方を取るのか、あるいは町内に点在している人口というのを効果的に誘導させるには、点を線であるとか面に変えるような、そういった総合的な戦略が必要ではないかと。抽象的な言い方なんですけれども、国道207号であるとか武雄福富線であるとか、そういった線の戦略というのも必要かと思えます。そういったところでのコンセンサスが得られている状況ではないので、現在のところ総合計画のほうには織り込んでいないという状態でございますけれども、当然将来にわたってはここは考えていかなければならないところではございますので、このあたりももちろん内部検討はしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○友田香将雄議員

答弁にもありましたように、どちらかというとなーバスになりやすい、このコンセンサスをどう取っていくかというところが悩ましいところじゃないかなというふうに思っております。私としても、一極集中という意味合いは想定していなくて、例えば小さなところから言えば、隣のおうちと少し近づいていくとか、そういう一歩、二歩進んでいくところから想定していくことも大事なのかなというふうに思っております。

いずれにしても、この問題はなかなかイメージもしにくいですし、30年、40年、50年後の未来というところに関わってくる話で、リアルなイメージがつきにくいところではあるんですけれども、ぜひこの観点をしっかりと議論してまいりたいというふうに思っておりますので、どうか嫌だなと思わずに、また今後の質問のときにもお付き合いいただけますと幸いです。よろしく願いいたします。

そしたら、次の質問に参ります。

職員の皆様が安心して働ける環境づくりについて質問いたします。

カスタマーハラスメント対策として、6月にも一般質問のほうで出てきましたが、今現在は外線電話の録音ができるようになったというふうに承知しております。実際、ハラスメント対策としてこの録音ができるようになったというところに対して、職員のほうからどういった反応があったかというところについて答弁をお願いいたします。

○谷崎孝則総務課長

令和7年5月14日から、行政サービスの向上と事務の公正かつ適正な執行の確保、及び職員へのカスタマーハラスメント対策といたしまして、庁舎内の各課の直通番号に通話録音機能を導入いたしまして、直通番号にお電話をいただいた際に、通話を録音する旨のアナウンスがまず流れまして、その後電話がつながるような仕様となっております。

導入後の職員からの反応についてでございますけれども、事前に録音する旨のアナウンスが抑止効果になり、職員の電話対応の心理的負担が軽減できたという声もあっております。以前に比べて、職員に対しての威圧的な言動が減ってきているのではないかと感じるという声もあっております。カスタマーハラスメント防止の効果はあっているのではないかと、我々としては感じているところでございます。

その一方で、お客様が職員と電話がつながるまでの時間が少しかかるというところで、住民の方からも声もあっていると伺っております。今後も通話の録音を事前に伝えることで、お客様のほうには冷静にお話をさせていただいて、職員の側もよりよい丁寧な対応を心がけて、町民の満足度を高めていければと、そういうところにもつながればというふうに思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

私も以前は営業をしていたこともありますので、この電話対応の大変さというのはよく理解しているところです。もちろん、おっしゃるとおりの御指摘の内容であれば、それはしょうがないというところのお叱りをいただくこともありました。どうしても感情の擦れ違いであったり意見の相違とかで、なかなかどうしても理解としてし合えないところに対するお怒りというか、今で言うとハラスメントに近いものをいただくこともありまして、そこに対しては精神的な負担は大きかったなというのを今振り返ることもあります。先ほど答弁にありましたように、一定の効果があつたというふうに感じていただいている職員の皆さんもいらっしゃるんだなというのもありましたし、私自身何人かの方にもお聞きしましたら、部署によってはすごく丁寧にお話しいただく方も増えましたということだったので、それはしっかりとした対応をするためにも必要なことじゃないかなというふうに思いましたので、導入してよかったんじゃないかなというふうに思っております。

そのハラスメント対策としての観点からもなんですけれども、全国的に庁舎内部に防犯カメラの設置が進んでおります。これは佐賀県の中でも進んでおりまして、県内の自治体の中でも、防犯やハラスメント対策として設置をしている自治体がたくさん出てきております。本町としても、これは導入が必要じゃないかなというふうに考えておりますが、先日長崎のほうにも、庁舎内でのトラブルというところで逮捕者が出たというニュースもありました。そういった形で、トラブルの振り返りであったり、いろいろな対応をするためにも、この防犯カメラというところについては一通りの効果があるんじゃないかなというふうに思いますが、この庁舎内における防犯カメラの設置と運用について、お考えをお聞きできればというふうに思います。よろしく願います。

○谷崎孝則総務課長

庁舎内の防犯カメラの設置につきましては、防犯、不当要求などのトラブルの防止ですね。その安全対策におきまして、庁舎内全てのフロアで必要であると認識はいたしております。特に、庁舎1階におきましては、現金を扱う窓口もございます。相談窓口も多く、町民の皆様以外にも不特定多数の方が庁舎内へ出入りできるため、特に庁舎1階については安全対策が必要であると思っております。また、防犯カメラを設置していることをステッカーなどで周知することで、犯罪やトラブル等の抑止効果も期待でき、職員が安心して業務を遂行できる環境を構築していけるというところで認識をいたしております。

なお、万が一犯罪やトラブル等が発生した場合でも、証拠の記録や状況の検証などに活用ができます。そして、早期の解決につながっていくものと考えております。運用につきましては、防犯カメラ設置規定などを策定いたしまして、個人情報等の保護についても細心の注意を払う必要があると考えております。

以上のことから、防犯カメラの設置につきましては、検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

前向きな答弁をいただきました、でいいんですね。いいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ導入を積極的に進めていただいて、職員の皆様も本来の業務に集中できるような形の環境整備というところを整えていただければなというふうに思います。よろしく申し上げます。

次に進みます。

職員の残業時間の問題というところに関しては、これはずっと出てきておりますが、今現在削減に向けて鋭意取り組まれているというふうに思っております。その具体的な取り組み状況について、資料請求もさせていただいております、今手元に頂いておりますので、そちらの説明も含めて、状況について答弁をお願いいたします。

○谷崎孝則総務課長

資料請求もあっております。令和6年度の各課の職員数と時間外勤務時間数の集計表でございます。ちょっと文字が見えにくくて申し訳ございません。

各課に所属する職員の毎月の時間外勤務時間の合計と金額、そして1年間の合計時間数と金額をお示しいたしております。下段につきましては、通常業務以外の業務に係る時間外勤務時間と金額でございます。国の補助金の対象となる事業に関するものや、災害関連の時間外等がこれに当たります。令和6年度につきましては、通常業務で2万3,698時間、そして災害などで4,738時間となっております。

時間外勤務時間の削減の具体的な取り組み状況につきましては、これまでの答弁や、説明をさせていただいてきております内容の繰り返しになる部分もございますけれども、現在行っている時間外の削減の取り組みといたしましては、まず1番目に、毎月の時間外勤務時間実績を集計いたしまして、時間外勤務が多い所属長と削減についてを検討すると。そして2番目に、各課において職責に応じた適切な事務分掌の配分を検討していくという部分。そして3番目では、機構改革や人事異動による最適な人事配置を検討するというところ。そして、4番目ですけれども、役場内の会議、この辺の効率化を図っていくと、時間などですね。時間や内容の効率化を図っていくと。そして、5番目といたしましては、時間外勤務申請ですね。時間外勤務の事前申請を徹底していくというところ。そして、6番目といたしまして、ノー残業デーの実施ということで、水曜日に設定をいたしております。その確実な実施というところですね。それで、7番目が時差出勤や早朝の作業の従事、または夜間の会議などがある場合、そこに会議出席を伴う勤務時間があれば、その勤務時間の割り振りの変更などを

行くと、時差出勤等でございますが。そういうところに現在取り組んでいるところでございます。

行政経営プランの目標の時間数を達成していくためには、さらに実効性のある取り組みを行う必要があると考えておりますので、もちろん我々人事担当だけではなく、役場全体ではございますけれども、特に財政や行政、行財政の行革担当などもしっかりタッグを組んで、連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

また、行財政改革などに特化した専門部署の創設とか、今後検討していければと。そして、本格的な事務事業の見直しにも取り組んでいく必要があると思っております。時間外勤務の削減や組織機構改革、そしてさらには民間の働き方なども参考にさせていただきながら、もちろんほかの自治体も含みますが、しっかり検討していきたいと思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

去年は、令和6年度については国スポもあって、大変お忙しいことも多かったんじゃないかなというふうに思いますけれども、ここの手元の頂きました資料にもありますように、2万3,698時間、時間外として勤務されているということがあるので、先ほど答弁にもありましたように、一番大事なものは本当に今現在担っていただいている業務量がこの人数で回せるのかどうかというところも含めて、スクラップ・アンド・ビルドじゃないですけども、業務の見直しというところはすごく大事じゃないかなというふうに思っています。また、通常担われている雑務の中でも、本当にやる必要があるのかですね。書類の作成とかも含めて、そういったところも考えていかなきゃいけないでしょうし、またAI-OC Lとか、いろいろな形で適宜進めていただいていますけれども、そういったデジタルのところも活用しながら、業務のところの負担を軽減していただければなというふうに思っております。

その中で、この資料を見ていただいたら分かるように、各課の中でも時間外の発生にかなりばらつきがあるというところが見てとれるかなというふうに思っております。特に農業振興課さんであったり生涯学習課さんのところに関しては、かなりの時間外が発生しているというところが見てとれます。もちろん、これは業務の内容として、こういった形で発生してしまうというのものもあるかとは思いますが、ただ、例えばこの時間外の発生の状況によって、職員間の不公平感というところも出てこないとも限らないんじゃないかなというふうに思っております。このあたりの業務の今担っていただいているところの再編というところも含めて、考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、そちらについても、例えばA課とB課が、じゃあ、そこで話し合っ、業務のところをもう一回見直してといっても、なかなかそこはうまくいかないというふうに思っております。ここは、しっかりとどこか第三のところを音頭を取って、業務の再編というところも含めてやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、このあたりについての答弁をお願いいたします。

○谷崎孝則総務課長

先ほどの答弁でも申し上げた部分ではございますけれども、やはり行財政改革、そして組織機構の見直しなどについて、事務事業の見直しと併せてしっかり本気で取り組んでいきたいと思っております。なかなか今まで事務事業の見直しといっても、議員さんもお分かりだと思っておりますけれども、やはり通常業務に追われて、なかなか本気の改革、見直しというところに取り組めていない部分も正直ございます。そういうところを、組織としてしっかり取り組んでいける体制をまずつくりたいと思っております。そういう部分で、現在検討させていただいております。

そして、来年度以降も本気で取り組んでいける組織体制、その組織体制をつくりながら、しっかり事務事業の見直し等に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

限られた本町の財源の中で、職員の皆様は本当に優秀な方がそろっているというふうに私は実感しております。ただ、この優秀な皆様でも、どうしても仕事の時間が増えれば増えるほど、そこの負担というところはのしかかってくるころではありますので、本来のあるべき姿というところを適宜見直しながら、職員の皆様が能力を十分に発揮していただける環境、こちらについてはぜひ総務課長、先ほど決意を述べていただいたので、期待したいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、残り時間13分というところになりましたので、次の質問に移ります。

登下校時の熱中症対策について質問いたします。

この熱中症対策については、適宜ずっと質問させていただいております。例えば今日に関しても、今日も暑いですね。今日も今現在で言えば熱中症指数32.1というところを出ておまして、危険水域になっているよということを出ております。この熱中症対策のところをしっかりと真剣に考えていかないと、万が一の事故がいつ起こるか分からないというところまで来ているんじゃないかなというふうに思っております。

その中での質問なんですけれども、まず登校時の熱中症対策について、今現在どのような形で取り組まれているのか、答弁をお願いいたします。

○久原正好学校教育課長

まず、登校時の熱中症対策というところでは、

2つの視点で対策を行っているのかなというところがございます。

1点目は、熱中症対策用品ですね。グッズの携行奨励でございます。

水筒やタオルの携行、帽子はもちろん、通気性のよいアンダーウェアなどの着用とか、最近では首元に巻く何かチューブ的なやつとか、ぐるぐる回して冷えるようなタオルとか、そういったものもございます。あと、最近ですが、日傘を学校でもしてくださいというふうなことで、児童・生徒に呼びかけているところです。

あと2点目ですけど、学校の先生方に加えて、地域の方々にもしっかり通学路等の見守りをさせていただいております。児童・生徒の体調に異変がないかという、様子を確認していただく対応を取っていただいておりますので、そこら辺で対応しているとい

うところす。
以上す。

○友田香将雄議員

では、詳しいところをお話ししていく前に、せっかくなので、じゃあ、下校時の熱中症対策、こちらについても答弁をいただけますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○久原正好学校教育課長

下校時ですね。低学年の児童が下校する時間帯は、特に午後の気温が上昇している中の時間帯でもあり、特段の配慮が必要かなと思っております。先ほど登校時の熱中症対策でも答弁したとおり、その対応は一緒というところですけど、あと例えば、万一体調不良の児童・生徒が発生したときは、速やかに保護者に連絡し、状況に応じて医療機関への受診を促すことや、例えば下校途中に体調不良を感じた際は、我慢せずに、頑張らずに日陰や風通しのよい場所で休憩するということをしたり、例えば近くにいる人にその体調不良を伝えてくださいというふうな指導とか、そういったものを指導しているところでございます。このような対策を通じて、児童・生徒が安全に下校できるよう、引き続き努めてまいりたいと思ひます。

以上す。

○友田香将雄議員

今、お答ひいただきました内容で少し突っ込みながらお聞きしたいと思ひますけれども、先ほど登校時に、例えば冷やす、首に巻くやつとかを今使っていますとお話しいただいたんですけれども、それは例えば学校のほうでまた冷やして夕方使うという体制は整えられているのでしょうか。多分、整ってはいないですよ。なので、恐らく登校時にそれを使っている、下校時には使えない状況になっているんじゃないかなというふうに思ひます。また、風が強い日とかもあります。特に、1年生、2年生の子どもたちに関しては、例えば日傘といたら普通の傘より大きめの傘になっていきますので、そのあたりで振り回される、また事故の危険性も高くなってくる、そういった問題も恐らくあるんじゃないかなと思ひます。

それで、そもそも論として、これは別に誰が悪いというわけでもないんですけれども、例えば今現在7時15分とか30分とか、子どもたちが小学校へ出ていっているんですけれども、その時間帯は熱中症警戒アラートのところで言ったら、嚴重警戒の時間帯なんですね。今日で言ってもそうですし、今月も大体7時過ぎぐらいには嚴重警戒、要は危険の一手手前まで来ているという状況で登下校をしなければいけなくなっているというところは、もちろん自力登校を勧めている本町としても、できれば安全に歩いて学校に行っていたきたいというふうに思ひところは前提ではあるんですけれども、やはりそのジレンマがあるなというふうに感じているところです。また、1年生、2年生の児童については、早ければ、例えばお昼過ぎとか、例えば1時とか2時とかに下校をしております。7月とかで言ったら、1時、2時といたら一番暑い

時間帯で危険水域という形で言われているところを、1年生、2年生の小っちゃんの子たちが歩いて帰っている。しかも、集団ではないので、下手したら1人、2人とかで帰っている、この現状はさすがにどうかならんのかというところは、今年特に強く思っていたところです。言ってしまうと、今年で言ったら6月17日の時点で、お昼1時、2時の時点では危険指数であります32というところをたたき出しているというところもありますので、下手したら6月の時点で、熱中症のリスクをかなり負いながら子どもたちは登下校をしているというところが見てとれるんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、ほかの市町はどういうふうにされているのかなというふうに調べてみたんですけれども、例えばこれは岐阜県が多治見市ですね。こちらについては、低学年の子どもたちに関しては夕方まで学校で待機できる仕組みを取っております。教室のほうで、エアコンがついたところで学習するなり待機するなりをして過ごして、夕方暑さが和らいだときに上級生と一緒に帰るというふうに対応しているというところもありますし、例えばほかで言ったら、愛知県のところに、すみません、名前が違ったら申し訳ないです、蟹江町と言ったらいいですかね。愛知県のほうの学校では、先ほどありましたネッククーラーというんですかね、首を冷やすやつ。それを冷蔵庫に入れて冷やしてあげて、下校時にまた使えるような形で対応しているという事例もありました。また、先ほどスクールバスの件も話題に出ました。そのスクールバスを夏季限定で低学年の1年生の子どもたち向けに回すといった対策が、兵庫県の加西市では今年から取られているというところでの話もありました。

今るる申し上げました自治体は、恐らく今後この状況が変わることはない、より一層暑くなるだろう、苛酷になっていくだろうということ的前提に動かれていると思うんです。私もそういうふうになるんじゃないかなというふうに思っております。9月に入って、若干暑さも少しずつ和らいできているという、秋の雰囲気も出てき始めて、それも進んでいってほしいなと思うんですけれども、今の時点から来年に向けてどうしていくかということ、ぜひ議論を進めていって、スクールバスの導入であったり、冷やす対応、あとは学校のほうでの管理の問題もあるかと思うんですけれども、教室もしくは図書館なり、学校のほうで少し待機をする仕組みをつくるなど、ぜひこれは考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、この点についてお考えをお聞きできればというふうに思います。よろしくお願ひします。

○久原正好学校教育課長

御提案いただいた分ですね。放課後の待機の分ですね、まず。

低学年を対象として、学校での待機時間を設けるといことなんですけど、1つは学童との兼ね合いですね。そういったもの、あと予算関係、教職員の方々の時間の取り方、在り方ですね。そういったものが関係あるかなと思っております。また、スクールバスでの送迎についても、現在の運行状況とか、それから利用状況を踏まえて、両面とも今後検討する必要があるのかなと考えております。来年できるかどうか、それは別として、検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

ぜひ、これは来年に向けて、1年とは言わないですけれども、まだまだ時間がありますので、御検討をお願いします。1年生の児童さんといったら、例えば今早生まれと言ったらいいですかね、3月に生まれられているとかだったら、体格的にも小っちゃくて、かなり体力的にも厳しいという、そういう子どもたちがなかなか重いランドセルを持って、この炎天下の中、特にアスファルトであれば、地面に低くなればなるほど大人の体感よりも暑いというところをまた御存じだとは思いますが、その状態で来年も歩かせるというところは、私はどうしても、リスクの面から言ったら、頑張してほしいという気持ちもあるんですけれども、大人がそのあたりのリスクをしっかりとカバーしてあげないと、子どもたち自身がそのリスク対策はできないからですね。ぜひここも、教育長も強い思いを持っていただいていると思いますので、厚く厚くお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○内野さよ子議長

これで友田香将雄議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

14時14分 休憩

14時30分 再開

○内野さよ子議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。西山清則議員。

○西山清則議員

お疲れさまです。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

まず、教育長の考えを聞きたいと思います。

子どもたちが減少していく中で、まちの伝統、魅力をしっかりと伝え、ふるさとを愛し、白石のいいところを知ってもらい、一人でも多く残ってもらい、さらに白石町に帰ってきてくれる教育を願うものですが、現在老人会等からも、昔遊びやしめ縄作りなどを指導され、また毎年12月の第1日曜の午前中は授業参観にもなっています。そういったことで、何らかの形で町民とも関わっていますが、他県の学校ではいろいろな取り組みをされているところもあります。前回も言いましたので、あえて言いませんが、他県でも行われているのは本町でもできるはずですが、白石町も、白石町教育委員会及び学校独自の取り組みが必要ではないでしょうか。

そして、これも前回言いましたが、道徳の時間を利用してゲートボールを取り入れ、町民とのコミュニケーションの場にする必要があると思います。先生と生徒と一緒に楽しく過ごす時間も必要です。そして、授業もデジタル化によってやりやすくなっているようですが、かたくなに教科書を進めるだけでなく、児童・生徒が教師に対し集中できる授業を望むものであります。教科書どおりの教えでなく、自分なりのアドリ

ブで事例などを交え授業を進めていって笑わせたり会話をして、トークを交えた授業をすれば、みんなが教師に対し集中するのではないのでしょうか。それに、社会に出て必要になると思うことは、なおさら覚えてもらうことが大事ではないのでしょうか。そういった教師は、生徒からは親しみを持ち、相談しやすくなると思いますが、いかがでしょうか。そうすることで、学校全体が明るくなると思いますし、教師の指導力にも磨きがかかります。そして、他の市町から子どもたちが転校してくれるような魅力ある学校にしていきたいと思います。教育長の考えを伺います。

○下平博明教育長

それでは、私の教育の方針に関わる御質問でございます。

ただ、内容的には数項目にわたる御質問がっておりますが、主に方針を中心にまず説明をさせていただきたいと思います。

御存じのように、少子化が進行する中では、次代を担う子どもたちがふるさと白石の伝統や魅力を理解して、郷土への誇りと愛着を持って成長していくということは、地域の将来にとっても極めて重要であるということは認識しております。

御存じのとおり、本町では全ての小・中学校でコミュニティ・スクール制度を導入しております。また、先ほど議員も触れられましたが、毎年12月第1日曜日を白石町教育の日と定めて、各学校では授業参観であったり、学習発表会を行ったり、また午後の時間には教育講演会を行ったりするなど、このことも本町の教育の一つの大きな特徴であると考えております。現在は、そのコミュニティ・スクールの推進のためには、「ひっきゃで子どもたちの笑顔と育ちを真ん中に」を合い言葉にしながら、地域、学校、家庭が一体となって、しなやかにも力強く生き抜く子どもたちの育成を目指して教育活動を行っているところでございます。

そのような実践であったり教育の考え方の基盤を基に、現在町内の小・中学校では必ずしも教科書どおりであったり、教師が一方的に説明をするという、そういう伝達的な講義的な授業づくりというよりも、児童・生徒が自ら学ぼうとする授業づくりであったり、ほかの児童・生徒と一緒に課題を見つけて、その課題を一緒に解決するといった、そういう授業の展開、そのことも研究しながら取り組んでいるところでございます。そういう実践の中に、さらには地域と連携した郷土学習の充実にも力を入れていると、そのような特徴があると考えております。

具体的な各小学校等の取り組みを紹介いたしますと、生活科の授業におけるまち探検であったり、町教育委員会作成の郷土学習資料「わたしたちの白石町」を活用した社会科の授業、あるいは総合的な学習の時間には、地元の農家の方の協力を得て田植体験などを行っておりますので、このことが地域に根差した様々な学びになっておりますし、それこそ地域の方々の御協力があった活動とも思うところでございます。

先週行われもしましたが、中学校においては長年にわたって職場体験学習、キャリア・スタート・ウィークの取り組みも継続して行っております。それこそ多くの事業者のほうに御協力いただき、この役場にも中学生が来たりしてございましたが、全ての方々の御協力があったこそ行える授業と考えております。

このような様々な取り組みを通じて、子どもたち一人一人が白石町に対する愛着と

誇りを育み、将来白石に関わり続けていきたいという気持ちや、このまちに住んでよかった、あるいはこのまちで育ってよかった、一度郷里を離れても、また戻ってきたいと思えるように、今後も地域と連携しながらの教育の推進に取り組みながら、ぜひ魅力ある教育の充実につながるよう、努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○西山清則議員

今、教育長の気持ちをお聞きしましたがけれども、まだ教育長となってからそんなに長くなっては、半年ぐらいですかね、しかなっていないと思いますけれども、前の教育長は「ひっきゃで」という言葉を残して終わられました。

そこで、今後町の教育を、教育長はまだ半年ぐらいでしょうけれども、どのように導かれようとされているのか、伺いたいと思います。

○下平博明教育長

それでは、今後の白石町の教育をどのように導くかという問いであります、私の考えをまず述べていきたいと思えます。

私は、12月の定例議会の際に、学校で行える教育は、先生と児童・生徒が厚い信頼関係の下で教え、学び、そして導くという尊い営みであるという考えを述べました。また、その営みは子どもたちを中心に、子どもたちを真ん中に置きながら行えることが大切であるということも述べたところです。

先ほども述べましたが、一つの方針の考えとしては、学校教育推進並びにコミュニティ・スクールの推進に当たり、それこそ「ひっきゃで子どもたちの笑顔と育ちを真ん中に」が中心となる方針です。こども家庭庁が示しますように、こどもまんなか社会の実現と相まって、子どもたちの目線で物事を考えるであったり、子どもたちを取り巻く教育課題を探りながら、次の施策を考える。あるいは、子どもたちにとって何が必要なかを念頭に置きながら、各施策や教育課題解決に取り組んでいく必要があると考えるところです。

それで、白石町は既に様々な特徴のある取り組みを行っております。その幾つかの確認と紹介をしたいと思います。

現在取り組んでおります一番中心にあるのは、白石町立小・中学校の学校再編、このことです。慎重審議をして取り組みました、その再編計画にのっとりながら、計画とビジョンをもって開校準備に取り組んでいること、これも大きな特徴でありますし、この後も一番中心に据えながら取り組む課題だと考えます。

2点目に、AIを活用した英語教育公開授業に取り組んでいますが、この事業は単なる英語教育の充実ではなくて、英語教育をモデルにしながら、昨今言われます個別最適な学びであったり、協働的な学び、あるいは学習指導要領に示されます主体的・対話的で深い学びへの授業改善、あるいは表現を変えると授業転換もしなければならない、そういう喫緊の課題となっている。そのことを念頭に置きながら、中学校のみならず、小学校でもこのような学びの体系を、その実践として広がることを目指していくことを考えております。

さらに、教職員の負担軽減が大きく叫ばれる中、佐賀県教育委員会の指定を受けまして、チーム担任制の取り組みを進めておりますし、子どもたちの成長を多くの職員体制を強化しながら支えるという考えと、先生方が安心して子どもたちの指導、支援ができる仕組みづくりを模索してまいりたいと考えていること。

4つ目は、地域スポーツクラブ活動体制整備事業ですが、これは部活動の地域展開です。このことをさらに具現化し、学校、行政、地域が一体となって子どもたちの活動を持続的に支える仕組みづくりを目指してまいるところです。

そのほかにも課題はありますし、いろいろな質問もあっております不登校児童・生徒の対策であったり、特別支援教育の推進、先ほどから申します教職員の働き方改革は喫緊の課題と捉えて、この後の教育にも邁進しなければならないと思います。

まとめになります、白石中学校の学校の校訓に、「拓く」という言葉があります。これは、前の福富中学校の考えを引き継ぎながら、先人が残した不撓不屈の干拓魂を「拓く」という言葉で表しながら、最近では教育環境も大きく変わり、課題も急速に変化する時代でもあります。ぜひ、教育委員会といたしましても、あるいは一人の大人としても、そのような課題に立ち向かっていくという思いを持ち、白石町教育界のこの激動、激変するこの時期を乗り越えながら、教育に携わっていきたいという考えです。

以上です。

○西山清則議員

いろいろなことを言われましたけれども、うまくまとめることができませんでしたけれども、部活関係でも地域活動に移行するというようなことを言われております。でも、教師も生徒と一緒にいろいろなことをやり、またゲートボールを通してしていけたらと思っております。以前は、熱血先生がおられました。クラブ活動の指導や夏休みの期間中の研究などを、子どもたちと一緒にされておりました。そのときは子どもたちも多くありましたので、今はなかなかそうしたことをなされていないような感じもしておりますけれども、子どもたちと一緒に何かがやり遂げたことがあるのか、伺いたいと思います。

○下平博明教育長

今の質問は、学校規模が小さくなっているということ、少人数学級が多いということの課題に対する対策ということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、まず議員のほうから心配等を含めてありました、学校規模や学級の児童・生徒数が小さくなって、なかなか教科指導であったり、そういう方面で競い合うとか勝つことの指導がいかないのではないかという、そういう心配の意見だと思っております。学校では、競い合って子どもを伸ばす指導、また子ども一人一人に親身になって接する指導というのは、教育の基本の姿勢としては大事なことというふうに私も捉えているところです。ただ、競い合って子どもを伸ばす指導については、例えば小学校の授業においても、計算力や漢字力を高める、そういう小テストをしながら、励まし合って競ったりという場面、あるいは、先ほど申しました、学び合う、教え合

う学習の中では、それこそ意見を交換したり切磋琢磨しながら、そういう活動があったり、それにまだ足りないところにおいては、学校全体として運動会や学習発表会という行事の中でも、互いに競い合ったり伸ばし合うという活動の場面は設けられていると考えているところでした。

また、昨今は生活面や学習面に不安を抱える児童・生徒も多くおりますので、先生方が献身的に親身になって、休み時間や放課後の声かけを行ったり、個別相談にも応じているところです。ただ、なかなか教職員の働き方改革の視点もありますので、白石町で依頼をしている学校教育支援員、スクールアシスタント、今年度も47名配置しておりますが、そのあたりはサポートしながら、子どもたちの個々に対する支援を行っているとは考えているところでした。

今年度の傾向でもありますが、教職員の年齢層を見ますと、白石町においても50、60代が多い傾向であると。この方々は、先ほどの競い合うであったり、親身になって接する、そういうことを身につけた経験もある人が多いと思いますが、その一方で教職経験の浅い教職員も増加しておりますので、そのあたりのバランスも難しいとも考えるところです。ぜひ、先ほどから申す2つの資質については、教職員相互の連携、あるいは学年、学期を超えて指導、支援の在り方が工夫される。先輩から後輩へ、そのような資質の伝達も必要かなということでした。

このように、町の学校においても子どもたちの力を競い合いによって伸ばす指導であったり、心に寄り添う温かい指導の双方を日常的に実践しながら、教育活動を行うことも願うところです。

以上です。

○西山清則議員

今の先生方は、なかなか部活に対していろいろな知識を持っておられると思いますけれども、自分の好きな種目やったら、やはり率先してクラブに没頭していただきたいなと思っております。今言われたように、働き方改革でなかなか難しいかも分かりませんが、私は教師が子どもと一緒にあって、一生懸命になっていくのが自然じゃないかなと思っております。

先ほど、教育長の考えを伺いましたが、学習指導要領をかたくなに守ろうとせずに、教師もリラックスして、白石町独自の授業を展開してはどうでしょうか。その授業の強化で、その教室の生徒全員が一つでも覚えて帰る楽しい授業をすること、そして他の市町の子どもたちが転校してくれるような学習をお願いしたいと思っております。町の教育に魅力を感じることが見られず、本町から出ていく子どもたちもいます。他町に出ていけない授業をしていただきたいと思っております。こういった状況をどのように思われているのか、伺いたいと思います。

○鶴田智樹主任指導主事

失礼いたします。

教育課程内のことですので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、御指摘の学習指導要領についてですが、これは全国の学校において、最低限

これだけはやってくださいねという最低基準とされているところです。ですので、御指摘のとおり、先ほど教育長からも答弁がありましたとおり、地域や学校の特色を生かすための裁量の余地を認められておるわけですし、基礎基本の徹底に加えて、教育長が申しましたとおり、町内の小・中学校では、児童・生徒の興味、関心に応じた主体的な体験、校外学習など、特色のある授業づくりが進められているものと捉えているところです。中学校に続いて、小学校のほうも再編を控えております。これまで以上に、魅力のある教育課程、学校づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○西山清則議員

先ほど、児童・生徒の興味、関心に応じた主体的な体験、校外学習など、特色ある授業づくりが行われていると言われておりますけれども、先生と生徒が同じ土俵で行うことが大切ではないかと思っております。その辺を踏まえて、今の先生方の状況はどんなふうになっているのでしょうか、伺いたいと思います。

○下平博明教育長

今の学校の教職員の様子についてですが、先ほど議員のほうからは、熱血先生、昔は部活動や勉強を徹底的に指導するという、そういう先生がありがたかったり、子どもたちもよく言うことを聞いてという、そういう印象もあったでしょうし、そういう先生も、心の底には、厳しいんですけど、本気で子どもの成長を見守るであったり、支えるという、そういう思いがあられましたので、子どもへの愛情と情熱が伝わって、あの先生は温かさのある熱血先生ねということで、あるいは尊敬であったり、憧れを持って語られたのではないかと思うところでした。

ただ、昨今の子どもたちであったり保護者の意見を聞く、そういうアンケートを見てみますと、じゃあ、今はどんな先生が好きかであったり、どんな先生がいい先生と思うのかというアンケートについては、一番最初に来るのが、分かりやすく楽しい授業をしてくれる先生というのがあって、中にはICTやゲーム的要素を取り入れて授業をしてくれる先生というのも出ていたり。2つ目に挙がるのが、寄り添ってくれる先生ということなんですね。3つ目には、一人一人を大事にしてくれる先生、成績や運動ができる、できないにかかわらず、公平に接してくれる、そのような先生を好意的に見ているという、そういうデータもあるところでした。

そういう意味では、この後学校で勤める者としては、先ほど言いましたように、子どもたちを真ん中に置きながら、支えたり、寄り添ったりと、そういう姿勢を持つことも必要な戦術ではないかと。ただ、根本には愛情と情熱を持っている、本気でその子どもたちのことを考えて接する、そういう思いを持っていることは、それは普遍的に変わらないのではないかと。ぜひ、そのあたりが足りない昨今、そういうことも大事なんだと、伝え方はいろいろ工夫があると思いますが、情熱であったり熱意というあたりは、また語りながら伝えていく必要があると考えております。

以上です。

○西山清則議員

昨日、マイランドでグラウンドゴルフがありました。そのとき、白石中学校の短距離と長距離で、アスリートを含めて指導をされていました。女性の、先生やったかどうかは分かりませんが、大きな声で指導されておりました。これはいいなど。私はああいうのが大好きで、一生懸命されておりました。すばらしい指導をされていました。そういう先生方が必要じゃないかなと思っております。

それに、あと中教審の特別部会は、次期学習指導要領の目玉として調整授業時数制度の創設と情報教育の強化を打ち出しました。次期学習指導要領として、学校採用で教科時間の、時間数の増減の制度を導入するということでありますけれども、その辺の考えはどう考えておられるのでしょうか。

○鶴田智樹主任指導主事

2030年度から、小学校から順次全面実施していく予定の、諮問に対する論点整理が今出されたところで、今議員さんがおっしゃったようなことがポイントとして述べられております。それで、よく見出しになっております、先ほど申されました、学校の裁量によって、今は学習指導要領に決められた標準時数というのがございまして、これを変えようと思ったら、申請を国のほうにしなくてはいけないわけですがけれども、それが学校裁量でできるようになると。あとは、その裁量にどのくらい上限、あるいは下限を持たせて、学校に裁量権を持たせるのかというところが今話し合われているところです。これは、カリキュラムマネジメントの力が必要になってきます。教育課程全体のバランスの中で学校長が重視するところ、目指す教育を実現するために、目指す生徒像ですね。子ども像、ここに到達するために、何を増やせばいいのか。例えば、それが英語なのか国語なのか、あるいは体育なのかですね。あるいは、じゃあ、増やした分、どこから持ってくるのか。何が減らせる余地があるのか、総合なのか社会なのかということですね。そういったところがございますので、かなり学校にも、記事にも指摘が書かれていると思いますが、ともすれば学校に負荷がかかるのではないかという懸念も出ているところです。やはり、そうした懸念もありますので、町教としても学校と、つまり基準時数をそうやって裁量して、増やす、減らすというところについては、学校とともに一緒に考えて、よりよい教育課程をつくれたらなと思っております。

以上です。

○西山清則議員

そういった時間をつくりながら、間にゲートボールの時間も入れていただきたいなと思っております。

それでは、次ですね。

2番目の、本町はスポーツ健康増進のまち宣言を打ち出しています。かつては、本町も駅伝のまち白石と名が知られていました。でも、今はその名も薄れてきております。だったら、次のターゲットを見つけるべきであります。白石高校には、1人体操の選手がおられ、個人ですばらしい成績を残されています。白石高校にも体操選手が

3人いれば、団体戦に出場することができます。でも、体操はそこそこの成績を残すには数年かかります。幸い、白石中学校にも体操をしている生徒がいます。先日行われた全国中学体育大会にも出場されています。よって、そういった生徒が白石高校に次々に進学してもらえば、体操のまち白石になる可能性が近いと思われます。

また、ゲートボールは毎日こつこつと練習を重ねていけば、うまくなっていきます。高校になると、全国大会もあります。現在、あまり利用されていない白石高校商業科キャンパスのグラウンドを利用すれば、できるのではないのでしょうか。今だと、県内の高校で行っているところはないと思いますので、チャンスだと思います。町内には、白石高校、佐賀農業高校の2校の学校がありますので、取り組んでいけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。最初から部をつくるのは抵抗があると思いますので、サークル活動から始めてはどうでしょうか、伺います。

○矢川靖章生涯学習課長

ゲートボール競技の魅力としては、幾らか挙げますと、1試合30分で、多くの道具や高価な施設を必要としない手軽さ、体力や体の大きさなど、身体能力の差が関係なく遊べる平等さ、チーム戦略と個人プレーを組み合わせた体と頭を使うスポーツ、年齢、性別を問わず、全世代と一緒に遊べるオールエイジスポーツなどが挙げられます。以前は、高齢者を中心に白石町でもあちらこちらで盛んに行われておりましたが、最近ではいろいろなニュースポーツ系スポーツが広まっていることによりまして、親しみやすい競技ではありますけれども、競技人口としては減少しているものと思っております。

質問の中で、高校のゲートボール全国大会の話にも触れられましたが、大会ホームページ等で調べたところ、佐賀農業高校が過去6回、全国高等学校ゲートボール選手権大会に出場されており、高校生による競技、そして全国大会については高校でも認識をされているところだと思っております。今回の質問では、ゲートボール競技に限定して高校で取り組んでいけないかの御提案でございますが、現在のところ多様な競技がある中で、ゲートボールへの機運の高まりや特別なフォローアップの体制などが見られない現状では、高校に対して町がゲートボール競技を取り入れるようお願いすることは難しいものと思っております。

今後も、ゲートボール競技への支援につきましては、町スポーツ協会とともに行っていきたいと考えております。

以上です。

○西山清則議員

町内の2校の高校は県立でありますので、町からはなかなか言いにくいかなとは思っておりますけれども、今部活をしていない子どもたちもいると思います。スポーツは好きだけど、激しい動きは苦手、また体力に自信がないという方もできます。他のスポーツに比べても、多く歩く必要はなく、いつでもできる生涯スポーツではないのでしょうか。だから、そうやって学校に行っても、どうですかということをお願いしてはどうでしょうか。

○矢川靖章生涯学習課長

先ほども申し上げましたが、ゲートボール競技の競技の魅力としてはあるものというふうに思っております。ただ、高校にお願いするには、それなりの機運の高まり、そしてフォローアップ、具体的に言えば指導者ですね。指導者が、この方が意欲的に指導をされますというようなどころなどがないと、なかなかそういうお願いはできないのかなというふうに思っているところです。

以上です。

○西山清則議員

指導者は紹介できるとは思っております。なかなか、ただ高校が受け入れるかどうか分かりませんが、受け入れられたら、指導者は紹介できるんじゃないかなと思っております。

では、次に3番目に入りたいと思います。

今、ジムナスティクスホール白石では、Dragoing Sportsがいろいろな取り組みを考えて活動されておられます。子どもたちの教室への参加も100名以上になっていると聞いております。それに、町内の子どもクラブも参加し、体幹を指導していただいております。また、学生や社会人の合宿や大会等にも取り組もうとしております。町内では、宿泊施設、合宿する場所がありません。その代表者は、そういったところを悩んでおられます。今でも、ほかの市町に宿泊されています。少々距離があります。町内にそういった施設があれば、多くの人を呼ぶことができるはずで、また、費用対効果も出てくるはずであります。現在、町では人を受け入れる場所を考えておられるのでしょうか。また、旧福富中学校の校舎は解体されましたが、部室は残っています。そこを改修して利用することはできないのか。また、空き家等を利用する考えはないのか、伺いたいと思います。

○山口裕一総合戦略課長

先ほど来、西山議員のほうからはお話がありましたけれども、既に白石高校の生徒、女子の生徒ですけれども、前回の高校総体のほうでは個人総合優勝ということで、それと、すみません、速報的になってきますけれども、9月6日、一昨日行われました全日本シニア体操競技選手権、こちらのほうにおいて町、白石町役場の所属でございます社家間由希選手のほうが、平均台競技で6位入賞ということで、これは全日本のほうで6位入賞という結果を出しまして、佐賀県内の体操競技のほうも牽引しているような状況でございます。

では、御質問のほうにお答えいたします。

現在までの本町への体操関係の合宿の実績でございますけれども、3月にナショナルの選手と日本代表コーチ陣が参加いたしました強化合宿、総勢70名が参加されたことを皮切りに、4月には三重県のクラブ10名、5月には大分県のクラブ20名、7月には愛知県から17名、広島県から6名であるとか、ずっと引き続き数団体の受入れを今後も予定されておまして、合宿が続いているような状況でございます。

これまでの合宿でございますけれども、町外の全てです。宿泊施設を利用されてお
りまして、宿泊施設については貴重な課題であると認識をしております。これまで、
D r a g o i n g S p o r t sが創業されて、7月までの4箇月間の合宿受入れによ
る経済効果は、手元の試算によりますと、これはあくまでも宿泊、飲食費だけの限定
的な効果でございますけれども、佐賀県内に約200万円を超える経済効果を生み出し
ています。しかしながら、町内への経済効果は約12万円ほど、白石町以外への経済効
果、主に佐賀市ということになりますけれども、約195万円と試算しております。し
たがしまして、生み出された経済効果のほとんどが町外に流れている状況ございま
す。ジムナスティクスホール白石の整備に関する事業は、融資系の事業でございます
地域経済循環創造事業で取り組んでまいりました。この事業の目的である地域活性化
という部分については、十分な効果を発揮していると思っておりますけれども、もう
一つの目的であります地域経済の循環、この部分についてはこれから取り組むべき課
題となっております。さらなる地域経済効果を生み出すためには、合宿所の整備は効
果的であると認識しております。費用対効果を検証するための簡易な設計、既に本課
では行っておりますけれども、合宿所が整備されれば、これまで以上の合宿希望もあ
るか想定されますので、冷暖房ですとかシャワールーム、あるいは内装、トイレ、
上下水道の接続、電源工事程度のリノベーションでありますならば、数年で十分な費
用対効果をもたらすのではないかと試算しております。

一方で、財政面での負担ですとか、施設管理方法の課題点でございますとか、ゆう
あい館、道の駅しろいし、あるいは地元商工会などの連携についても、これは協議が
必要です。加えまして、使用料の設定、旅館法に基づいた許可関係、最低でも簡易宿
泊業の許可は必要でしょうし、その他消防法上の許可をクリアにしなければならない
等々の課題もございますので、今後関係各課と内部検討しながら進めてまいりたいと
思っております。

以上でございます。

○西山清則議員

いろいろ大会とか合宿とかがあって、もったいないことであります。スポーツ誘致
という形で来てもらっておりますので、思い切り活動いただくためには、やはり宿泊
施設が必要であります。宿泊施設の基準はどうなっているか、伺いたいと思います。

○山口裕一総合戦略課長

特段の基準というようなものはございませんけれども、およそ、西山議員がおっし
やいますような部室ですね、ここを利用する形ですと、約28名から34名のジュニアレ
ベルであれば、そのぐらゐの受入れは可能という形の規模の宿泊施設になってくるか
と思います。

以上でございます。

○西山清則議員

よろしく申し上げます。

時間がありませんので、次、4項目めに入ってまいりたいと思います。

農福連携とは、農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し社会参画を実現する取り組みであります。今までは、主に障がい者を対象としてきましたが、地域で暮らす一人一人の社会参画を図る観点から、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある人たちの就労、社会参画支援、犯罪をした人などへの立ち直り支援等にも対象が広がっています。労働者不足の中で、人材不足解消に農福連携をどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○吉村 浩農業振興課長

農業分野の担い手不足への一助となる農福連携の取り組みについては、農の分野では障がい者などの方々が施設外就労を行うことにより、作業分業化ができることで、次の作業にいち早く着手できるとのメリットがあります。一方で、福の分野では、農業を通して就労機会が増え、社会貢献ができる、社会参画、立ち直り支援など、それぞれメリットがあると考えられます。

現在までに町農業振興課に直接の相談はあっておりませんが、佐賀県の取り組みといたしましては、窓口を各地域の農業振興センターに置いて、相談に対応されているところです。県では、農福連携コーディネーターを設置いたしまして、農福連携のマッチングを行うことで、実績件数も伸びておるといって伺っております。こちらの武雄杵島地区でも、令和6年度の取り組み実績として、イチゴの親株ポットへの土入れ、タマネギの根葉切り、キュウリハウスでの軽作業などを作業委託をして、農家からも、来年度も作業をお願いしたいなどの声が上がっているとのこと。

農福連携の取り組みは、単なる労働力確保ではありません。根幹に障がい者などの方々に生きがいを持ってもらう社会貢献でありますから、契約を結ぶ農業者の方もよく制度のほうを理解して活用していただくことで、双方により結果をもたらすものと思います。取り組みが始まって2年ほどしかたっておらず、認知度の向上と継続的に活用していただけるよう、取り組みの定着、また農福連携の理念を理解した上での取り組みの拡大と成長が課題となっているようで、活用する方はまだまだ多くはないため、町としても制度の周知を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○西山清則議員

先ほど、県で農福連携コーディネーターの設置があつて、実績も伸びているということでもあります。また、武雄杵島地区でも令和6年度の取り組み実績もあるということ、また農家からも、来年も作業をお願いしたいという声も上がっているということでもあります。今、労働者は、午前中でも外国人の労働者が数多くおられます。障がい者ばかりではなく、保護観察を受けた方も再犯防止のため受け入れる体制を取っていただきたいと願っております。

農福連携等推進ビジョンでは、地域で広げる、未来に広げる、絆を広げるを3つのスローガンとして、農福連携等を通じた地域共生社会の実現を目指して、法務省、文

部科学省、厚生労働省、農林水産省が連携した施策を推進していくこととしています。農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいがいくつくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野においても、新たな働き手の確保につながる可能性があります。農家にとってのメリットは新たな人材の確保、農業の維持や拡大、農産物の付加価値向上、外部からの支援獲得が挙げられます。また、一方で受入れの手续や適切な指導、安全管理など、一時的な負担増加に変わるデメリットも存在いたします。働きたくても働く場のない障がい者も多く、就労先の確保が課題となっております。農業現場では、様々な種類の作物が生産され、耕起、播種、水やり、草取り、間引き、収穫、出荷調整、加工など、多岐にわたる作業があります。障がい者を受け入れた支援事業者も、就労先が見つからない状態であります。障がい者をはじめとした社会的に支援が必要な人々にとって、社会とつながり、社会に自分の居場所をつくる必要があると思います。よって、就労や就労先等の相談はあっていないのか、伺いたいと思います。

○小野 勉長寿社会課長

私のほうから、障がい者福祉サービスを利用した農福連携について答弁をさせていただきます。

まず、本町における障がい福祉サービス事業者が行う福祉的就労、障がい福祉サービスを受けながら働くこととなりますけれども、それには就労継続支援A型、雇用契約により継続的に就労できる方のサービス、次がB型、雇用契約による就労が難しい方のサービス、この2つがございます。これらの就労相談につきましては、長寿社会課にあった場合には、委託先である白石町・江北町障がい者総合相談支援センターへつなぐ場合や、センターに個人が直接御相談される場合がございます。この相談に対する福祉的就労の場の一つとして、農業関係の事業所、町内にはB型事業所が1箇所ございますが、そこに対して紹介するという形となっております。それで、支援センターにおかれましては、御本人や御家族からの就労に係るニーズや状況を丁寧に把握されて、本人の希望に添った事業所を紹介されているという状況です。

現在、農業関係につきましては、A型は近隣市町の事業所で2名、町内のB型事業所では1事業所で5名の方が利用されております。このほか、農業者から障がい福祉サービス事業所へ作業を依頼される場合には、農業振興センター、または県の障害福祉課就労支援室で相談を受けられます。それで、就労支援室からA型やB型の事業所に対して受託者を募集されているという状況です。これらの農作業の受託につきましては、就労支援室で把握されているところでは、昨年度町内のB型事業所で3事業所、その事業所で15件の受託がっております。作業内容としましては、草むしりとか除草剤散布とか、そういった就労の場が提供されております。

障がい者の福祉就労に当たりましては、作業工程を細分化して分かりやすくすることとか、個人の特性に応じた作業指示、人員配置などの配慮や工夫など、それらが必要となっておりますけれども、農福連携は担い手不足が進む農業分野において、人材確保だけでなく、障がい者が社会参加を実現していく取り組みとなりますので、農業と福祉の良好なつながりが拡大していくことを期待しているところでございます。

以上です。

○西山清則議員

直接的には長寿社会課には話があってはなく、委託先の障がい者総合相談支援センターで対応しているということでもあります。先ほど答弁されましたように、障がい者の福祉就労に当たっては、作業工程を細分化して分かりやすくすることで、個人の特性に応じた作業指示や人員配置などの配慮や工夫が必要となっておりますが、障がい者が社会参加していく中で、農業と福祉が手を取り、拡大していくよう、相談支援センターと連携を取って進めていただきたいと願っております。

それでは、生活困窮者支援はどうでしょうか。

生活困窮者自立支援法では、生活困窮者を、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者と定義されています。具体的に、ひきこもり状態である人、離職期間が1年以上の長期失業者、非正規労働者などが例示されています。また、生活保護受給者と生活困窮者は、連続性があります。生活困窮者を支援することは、経済的困窮への対応と同時に、社会孤立を防ぎ、つながりの再構築を目指すということでもあります。生活困窮者が目指すところは、公であろうと民間であろうと、困窮者の安定的な地域生活の継続であります。

そこで、今まで町として就労可能な方への就労養成支援はどのようにされてきたのか、伺いたいと思います。

○山下英治保健福祉課長

生活困窮者への支援について、本町では生活保護行政を担います佐賀県杵藤保健福祉事務所や、生活困窮者自立支援法に基づく支援を行っている佐賀県生活自立支援センター及びその他の機関と連携を図りながら、包括的な相談支援を実施しておるところでございます。

生活困窮者自立支援制度は、平成27年4月に創設をされました。制度ができた背景には、経済的な困窮をはじめとして、就労や心身の状況、住まいの確保、家族の課題、家計の課題、債務、社会的な孤立など、生活困窮者の抱える課題が複雑で多様化していることなどがあります。そのような状況にある生活困窮者が生活を立て直し、少しずつ自立していけるように、組織横断的な支援を実現していくためにつくられた制度でございます。

自立支援制度による具体的な就労支援としましては、長期離職や対人関係の不安などにより、直ちに一般就労が困難な方に有効な就労準備支援事業があり、就業体験や見学、履歴書作成や模擬面接など、個々の状況に合わせた就労準備支援プログラムを作成し、支援をされております。また、一般就労を目指す上で、まず本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要のある者については、適切な配慮の下に就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供する就労訓練事業があり、県の認定を受けた県内の訓練先事業所での期間を定めた訓練事業が行われております。

なお、ハローワークへの同行や、ハローワークと一体となって就労支援をする事業の活用、生活困窮者を雇用しやすくする企業向けの助成金制度の利用など、状況に応じて支援をされております。また、相談者が働きやすい企業の開拓など、幅広い就労支援の検討がされております。

いずれにしましても、相談者の状況に応じた就労支援メニューの提案、プランの作成を行い、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の機関と連携をして解決に向けた支援を行っておるところでございます。

以上です。

○西山清則議員

今の答弁では、町は直接的には関わっていないということで、町では把握していないということでもいいですかね。でも、専門の支援員と連携を取りながら、支援はしていただきたいと思っております。子どもから高齢者、障がい者、誰でも取り残さない支援を行い、楽しく明るいまちを目指していただくことを願い、私の一般質問を終わります。

○内野さよ子議長

これで西山清則議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日も一般質問です。

本日はこれにて散会します。

15時25分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年9月8日

白石町議会議長 内野 さよ子

署名議員 定松 弘介

署名議員 前田 弘次郎

事務局長 中原 賢一